

(仮称) 遠軽ウィンドファーム事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 6 年 11 月

青天ウィンドファーム合同会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	2
(6) 再公告の日	2
(7) 再公告の方法	2
(8) 再縦覧場所	2
(9) 再縦覧期間	2
(10) 再縦覧者数	2
縦覧者数（意見書箱への投函者数）は2名であった。	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
(3) 再公告の日及び公告方法	3
(4) 追加開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
(4) 意見書の再提出期間	4
(5) 意見書の再提出方法	4
(6) 意見書の再提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と 事業者の見解	5

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して 1 か月半の間（自主期間 2 週間を含む）縦覧に供した。

なお、事業者側の手続き不備により、郵便によるご意見書を受領できていなかったため、意見を適切に受領するべく、再度公告及び縦覧手続きを実施した。

(1) 公告の日

令和 6 年 5 月 17 日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

[別紙 1 参照]

令和 6 年 5 月 17 日（金）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・北海道新聞 旭川北見版（朝刊）

※令和 6 年 6 月 1 日（土）に開催した説明会についての公告を含む。

② 広報による公告

[別紙 2 参照]

下記の広報に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報えんがる

③ インターネットによるお知らせ

[別紙 3 参照]

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

- ・北海道のホームページ
- ・事業者のホームページ

(3) 縦覧場所

地方公共団体庁舎等 2 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 地方公共団体庁舎等

- ・遠軽町役場（北海道紋別郡遠軽町 1 条通北 3 丁目 1-1）
- ・北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課（北海道網走市北 7 条西 3 丁目）

② インターネットの利用

事業者ホームページに方法書の内容を掲載した。

https://ncd-wind.com/engaru_eia01.html

(4) 縦覧期間

令和 6 年 5 月 17 日（金）から令和 6 年 7 月 3 日（水）までとした（自主期間 2 週間を含む）。

地方公共団体庁舎等は土・日・祝日を除く開庁時とし、インターネットは常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は2名であった。

（内訳）遠軽町役場 2名

北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課 0名

（参考）インターネットによる閲覧 170件

(6) 再公告の日

令和6年9月3日（火）

(7) 再公告の方法

① 日刊新聞紙による公告 [別紙4参照]

令和6年9月3日（火）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

・北海道新聞 旭川北見版（朝刊）

※令和6年9月14日（土）に開催した説明会についての公告を含む。

② 広報による公告 [別紙5参照]

下記の広報に「お知らせ」を掲載した。

・広報えんがる

③ インターネットによるお知らせ [別紙6参照]

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

・北海道のホームページ

・事業者のホームページ

(8) 再縦覧場所

地方公共団体庁舎等2か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 地方公共団体庁舎等

・遠軽町役場（北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目1-1）

・北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課（北海道網走市北7条西3丁目）

② インターネットの利用

事業者ホームページに方法書の内容を掲載した。

https://ncd-wind.com/engaru_eia01.html

(9) 再縦覧期間

令和6年9月3日（火）から令和6年10月21日（月）までとした（自主期間2週間を含む）。

地方公共団体庁舎等は土・日・祝日を除く開庁時とし、インターネットは常時アクセス可能とした。

(10) 再縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は10名であった。

（内訳）遠軽町役場 10名

北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課 0名

（参考）インターネットによる閲覧 174件

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和6年6月1日（土）15時00分から16時00分まで
- ・開催場所：遠軽町芸術文化交流プラザ メトロプラザ（北海道紋別郡遠軽町岩見通南1丁目）
- ・来場者数：4名

(3) 再公告の日及び公告方法

追加説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する再公告と同時に行った。

[別紙4参照]

(4) 追加開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の追加開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・追加開催日時：令和6年9月14日（土）15時00分から16時00分まで
※当日は開催時間を15時00分から17時50分までとした。
- ・開催場所：遠軽町芸術文化交流プラザ メトロプラザ（北海道紋別郡遠軽町岩見通南1丁目）
- ・来場者数：36名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙 7～10 参照]

(1) 意見書の提出期間

令和6年5月17日（金）から令和6年7月3日（水）までの間
（縦覧期間及びその後2週間とし、郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 事業者への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は7通、意見総数は25件であった。

(4) 意見書の再提出期間

令和6年9月3日（火）から令和6年10月7日（月）までの間
（縦覧期間及びその後2週間とし、郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(5) 意見書の再提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 事業者への郵送による書面の提出

(6) 意見書の再提出状況

意見書の提出は19通（意見記入なしの方も含む）、意見総数は63件であった。

第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は88件であった。それに対する事業者の見解は表2-1のとおりである。なお、意見は原文のままの記載としている。

表2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>1, 遠軽町民にとって第一に知らされるべきは、“遠軽町美山地区に風力発電機が12基、設置される計画であること”ではないでしょうか。</p> <p>しかし、遠軽町広報「えんがる」5月号(2024)17ページ“有料広告・事業縦覧のお知らせ”には、美山地区に設置することは記載されていません。何故ですか。</p>	<p>遠軽町では、これまで環境影響評価法の対象となる風力発電事業の計画はございませんでした。そのため、遠軽町の皆様へ本事業について広く周知できればと思い、遠軽町広報紙への掲載を遠軽町へ相談させていただきました。また、遠軽町より対象事業実施区域周辺の自治会長様を教えてください、自治会長様へご連絡もさせていただいております。ご意見を踏まえ、再縦覧の実施時の公告においては美山地区に設置を予定している旨を明記するとともに、遠軽町へ掲載枠の拡大を相談の上、対象事業実施区域の位置図も図示いたしました。</p>
2	<p>2, そもそも、“環境影響評価方法書”の縦覧などと、広報えんがるの紙面で呼びかけられていますが、私には“環境に対する影響をどのような視点で評価するか”を示す文書または書籍だとしか読み取れず、まさか、風力発電所設置計画書そのものであるとは気が付きませんでした。</p> <p>その道の専門家ではない町民にたいする縦覧案内としては、不適切だったと強く思います。</p>	<p>環境影響評価は、ご理解のとおり事業を実施するにあたって環境にどのような影響を及ぼすかについて調査・予測の上、評価を行っていくものになります。方法書では主に環境調査の手法をお示しております。ご意見を踏まえ、再縦覧の実施時の公告においては「事業の種類：風力発電事業」の旨を明記するとともに、遠軽町へ掲載枠の拡大を相談の上、町民の方へわかりやすく風力発電機の概要図も図示いたしました。</p>
3	<p>3, さらに不手際だと指摘せざるを得ないことは、遠軽町及び遠軽町議会としての検討・審議等がなされているかどうか、町民に知らされていないことです。</p> <p>遠軽町に残されてきた貴重な自然の土地に、高さ180メートルにも及ぶ超巨大な設備が12基も建てることは、動植物に対して甚大な被害を与えることとなります。1事業者の判断だけで進めるべきではないと思います。また、一般町民に対しての縦覧で済むような軽い事案でないと思います。</p> <p>“環境影響評価方法書”と名づける文書ならば、この事業による自然破壊を最小限に抑える方法を追記し、遠軽町及び遠軽町議会に提出することを強く願うところです。</p>	<p>本事業は、環境影響評価手続きを行っておりますので、一般意見の受付、北海道知事による遠軽町への意見照会、北海道環境影響審議会、北海道知事意見、経済産業省による環境審査顧問会の風力部会で審議され経済産業省大臣勧告が発出されます。その意見を踏まえ、適切に事業計画へ反映し進めてまいります。</p> <p>環境影響評価方法書は、環境にどのような影響を及ぼすか予測及び評価を実施するにあたり、まず現況を把握するための調査手法について、お示ししたのになります。また、方法書の内容について住民説明会を実施させていただいております。</p> <p>ご要望されている環境影響を抑える方法については、調査結果を踏まえた予測及び評価を実施した、次の環境影響評価準備書でお示しするものになります。</p> <p>なお、準備書も方法書同様に遠軽町へ提出し、町役場での縦覧及び住民説明会を実施いたします。</p>

(意見書 2)

No.	意見の概要	事業者の見解
4	○巨大な設置物の搬入などのための道路拡張により、野鳥の生息地が失なわれないか。	今後の手続きにおいて調査、予測及び評価を実施し、改変面積の低減等の環境保全措置を検討した上で、影響を極力低減するよう努めます。
5	○騒音・低周波による、人間、家畜への被害はないか。	平成 28 年 11 月の環境省の検討会報告書「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(平成 28 年 11 月)によりますと、『風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下である』との記載があります。 また、同資料において、『国内外の風車騒音と人への健康影響について、過去の研究を広く整理したところ、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない』という報告がされております。 本件は低周波音については可聴音として整理し、今後現地調査、予測を行い、影響の低減に努めます。 なお、風力発電機からの超低周波音や騒音による家畜への影響が報告された事例は把握している限り現時点ではございませんが、今後も引き続き知見の収集に努めます。
6	○羽根の落下等、トラブルに対する対応を計画しているか。	風力発電機メーカー及び機種を選定並びに、運用・保守業務委託先の選定にあたっては、羽根の落下等トラブルに対する知見を含めた協議の上、決定してまいります。

(意見書 3-1)

No.	意見の概要	事業者の見解
7	・故障、耐用年数の経過による撤去(上部構造物、基礎、地下部分)は確実にを行うことを確約いただきたい。会社倒産による責任放棄、構造物の放置は全国的に問題となっている。最低限自治体名義の積み立てを望む。	風力発電事業は、専門機関や金融機関を含む第三者から事業採算性を十分精査して建設を進めていきますので、設置後に事業が成り立たず放置することはいたしません。 また、事業終了後の撤去及び処分に際して必要な費用は、経済産業省・資源エネルギー庁から出されている「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」に基づき、事業期間にて継続的に積み立てを行います。その際には関係自治体へ相談の上、適切に実施してまいります。
8	・火災(構造物の故障、落雷等)の際、山火事の対応はどのように考えているのかわからない。既に避雷針を用いても火災が発生した例を聞いている。対処方法について詳細を求める。	火災対策については、風力発電機に自動消火設備を取り付け、緊急時にはアラートを飛ばしすぐに駆け付けられる連絡体制を整えること等、地元の消防署との連携に関して事前協議を行います。 また、適切なメンテナンスを行うことで、そのような事故が起きないように注意してまいります。
9	・風力発電施設の建設運用による低周波等の影響は人だけでなく、家畜及び野生動物にも多大な変化を与える。予定地南方の丸瀬布集落でも今年熊の出没が多い。熊、鹿など野生動物の移動による人的被害、作物被害、家畜(特に牛)への被害など対処方法を示してほしい。(特に乳牛への影響はないといえるのか)	ご意見を参考に、現地調査を通じて動物に関する生息状況を把握いたします。なお、風力発電機からの超低周波音や騒音による家畜への影響が報告された事例は把握している限り現時点ではございませんが、今後も引き続き知見の収集に努めます。

(意見書 3-2)

No.	意見の概要	事業者の見解
10	<p>・予定地の大部分は溶岩台地であるが、アクセス路は地すべり堆積物の分布する地域である。湧別川水系の川も入りこんでおり、施設建設の過程で土砂の流出、川への流入汚染は避けられない。対策は考えられているのか？植生等大きく変える範囲の開発は自然エネルギーといいながら温室効果ガスの吸収という観点から見て矛盾するのではないのか。</p>	<p>工事の際には沈砂池を設置し、土砂等を沈降させますが、適切に沈砂池からの排水を地下に自然浸透させるよう、工事計画を検討いたします。また、その詳細を踏まえ、沈砂池からの排水が河川に流入する可能性を予測いたします。万が一、沈砂池からの排水が河川まで到達すると予測した場合は、環境保全措置として沈砂池から河川までの距離を十分に離すことを検討いたします。</p> <p>また、温室効果ガスの吸収という観点においては、当該陸上風力発電所は、工事の際の一時的な二酸化炭素の排出や、事業用地内にある樹木の伐採による影響を大きく超えて、温室効果ガスの削減に寄与するものであると考えております。</p>
11	<p>・バードストライクなどの問題は最近常呂風力発電所でワシ類の被害が報告された。環境アセスがない以上、貴重野生種の被害は避けられない。遠軽町においてもクマゲラ、タンチョウなどは確認されているか？想定しているのか？</p>	<p>方法書における文献資料調査では、クマゲラ、タンチョウのいずれの種も遠軽町では確認されませんでした。なお、ご意見を参考に、現地調査を通じてこれらの貴重な動物に関する生息状況を把握いたします。また、現地調査において生息を確認した場合は、専門家等の意見を踏まえ環境保全措置を検討いたします。</p>

(意見書 4)

No.	意見の概要	事業者の見解
12	<p>・耐用年数がたったら、土台など、放置しないで、撤去してもらうことができるのでしょうか。</p>	<p>関係機関と協議の上、事業終了後は撤去を行い、現状回復してまいります。事業終了後の撤去及び処分際して必要な費用は、経済産業省・資源エネルギー庁から出されている「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」に基づき、事業期間にて継続的に積み立てを行います。その際に関係自治体へ相談の上、適切に実施してまいります。</p>
13	<p>・雷が落ちて火災がおきた場合はどうする予定なのか。</p>	<p>火災対策については、風力発電機に自動消火設備を取り付け、緊急時にはアラートを飛ばしすぐに駆け付けられる連絡体制を整えること等、地元の消防署との連携に関して事前協議を行います。</p> <p>また、適切なメンテナンスを行うことで、そのような事故が起きないように注意してまいります。</p>
14	<p>・風力発電の際に低周波音が発生し周辺に住んでいる鹿や熊が人家の近くににげてくるおそれはないのか。</p>	<p>ご意見を参考に、現地調査を通じて動物に関する生息状況を把握いたします。なお、風力発電機からの超低周波音や騒音による家畜への影響が報告された事例は把握している限り現時点ではございませんが、今後も引き続き知見の収集に努めます。</p>
15	<p>・木の伐採によって、土砂崩れや川の水の汚濁の心配はないのか。</p> <p>等々…いろいろな心配事が出てきますので、地元の人達と充分話し合いの機会をもって、誠意ある対応を希望します。</p>	<p>木の伐採に関し、土砂崩れ、地滑り等の災害については、事業を計画していく過程で雨量や過去の実態を調査し、外部専門家や設計を依頼する工事会社等の知見も踏まえて適切な対策及び風車配置を選定しご懸念を払拭できるよう事業計画を検討いたします。</p> <p>また、工事の際には沈砂池を設置し、土砂等を沈降させますが、適切に沈砂池からの排水を地下に自然浸透させるよう、工事計画を検討いたします。また、その詳細を踏まえ、沈砂池からの排水が河川に流入する可能性を予測いたします。万が一、沈砂池からの排水が河川まで到達すると予測した場合は、環境保全措置として沈砂池から河川までの距離を十分に離すことを検討いたします。</p> <p>今後も自治体及び自治区と協議を重ね、また住民説明会の実施を通じて説明に努めてまいります。</p>

(意見書 5-1)

No.	意見の概要	事業者の見解
16	(1) 事業終了するときの「施設設備の撤去と現地の自然環境の現状復帰」の具体的な項目の記述がない。撤去・現状復帰に必要な経費の組み立てなどの取り組みが不明。	<p>事業終了後の撤去及び処分の際に必要な費用は、経済産業省・資源エネルギー庁から出されている「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」に基づき、事業期間にて継続的に積み立てを行います。その際には関係自治体へ相談の上、適切に実施してまいります。</p> <p>なお、事業終了後は関係機関と協議の上、撤去を行い、現状回復する考えであり、今後の図書においては協議状況を踏まえ可能な範囲で記載いたします。</p>
17	(2) 冬場のメンテナンス・積雪時の管理道路の除雪や維持体制が不明。	<p>冬季の保守管理については、積雪時でも風力発電機まで到達できるよう雪上車を利用することも予定しております。</p> <p>管理維持体制については、開発初期の現在の段階では未定のため、開発可能性調査が終わり、事業計画の熟度が高まった段階でお示しいたします。</p>
18	(3) 森林火災・ゲリラ豪雨・線状降水帯による大雨・土砂崩れ、地滑りなどの対策が不明。	<p>火災対策については、風力発電機に自動消火設備を取り付け、緊急時にはアラートを飛ばしすぐに駆け付けられる連絡体制を整えること等、地元の消防署との連携に関して事前協議を行います。また、適切なメンテナンスを行うことで、そのような事故が起きないように注意してまいります。</p> <p>土砂崩れ、地滑り等の災害については、国有林の貸付・使用許可制度の中でも、災害の防止の観点から審査されますので、ご懸念を払拭できるよう事業計画を検討いたします。</p>
19	(4) 広い面積の森林伐採で生態系に大きなインパクトを与えることに対する考慮が不明。発電機稼働による低周波などの影響で鹿や熊などの野生動物たちに「住みにくくなる圧力」がかかり追いやられ、人の居住域やその周辺をうろついたり、人や家畜の安全が脅かされる懸念がある。	<p>風力発電機からの超低周波音や騒音による家畜への影響が報告された事例は把握している限り現時点ではございませんが、今後も引き続き知見の収集に努めます。また、ご意見を参考に、現地調査を通じて動物に関する生息状況を把握いたします。</p> <p>なお、風力発電事業に伴う改変は、ゴルフ場のように大きな面として森林を伐採するのではなく、各風車の建設ヤード及びそれを繋ぐアクセス道路のように、線状の改変・伐採に限られます。</p> <p>今後の事業計画の検討に際しては、環境調査等の結果を踏まえ伐採面積を極力削減する等し、影響を極力低減するよう努めます。</p>
20	(5) 森林伐採することで地表及び土中の水分変化が生じ沢が枯れたり、降雨時に雨水が直接地表を流れることによる流水の汚濁や懸濁、小川や沢の動植物(水生昆虫、植物性・動物性プランクトン)などに対する影響が懸念される。	<p>現地調査を通じてこれらの貴重な動物に関する生息状況を把握いたします。また、現地調査において生息を確認した場合は、専門家等の意見を踏まえ環境保全措置を検討いたします。</p> <p>工事の際には沈砂池を設置し、土砂等を沈降させますが、適切に沈砂池からの排水を地下に自然浸透させるよう、工事計画を検討いたします。また、その詳細を踏まえ、沈砂池からの排水が河川に流入する可能性を予測いたします。万が一、沈砂池からの排水が河川まで到達すると予測した場合は、環境保全措置として沈砂池から河川までの距離を十分に離すこと等を検討いたします。</p>
21	(6) 広葉樹林の腐葉土から浸み出した水が栄養素となり磯焼けを防いだり、魚の産卵場所をつくったり、稚魚を育てるのに役立っていることは、北大松永勝彦教授によって解明されています。それ以降、海の生態系を守る水産関係者が源流域の森林を重視して下記のような大きな運動のうねりとなっています。	<p>現地調査を踏まえ、機材搬入路及びアクセス道路整備、風力発電機組み立て用ヤードの樹木伐採や造成・整地による改変面積を可能な限り低減できるよう引き続き事業計画を検討してまいります。</p>

(意見書 5-2)

No.	意見の概要	事業者の見解
22	<p>(7)昭和 63 年北海道漁協婦人部連絡協議会(現：北海道漁協女性部連絡協議会)が「お魚殖やす植樹運動」をはじめました。「森と川と海はひとつ」「森は海の恋人」などのキャッチフレーズとともに、北海道では“魚つき保安林”の指定が進みました。網走支庁管内では、網走郡津別町、斜里郡斜里町、常呂郡佐呂間町、常呂郡常呂町、紋別郡湧別町が、“魚つき保安林”の指定を受けています。さらに平成 13 年には“魚つき保安林”の指定区域が沿岸部森林だけでなく、内陸河川周辺の森林にも拡大されました。森林の広い範囲の伐採は、水産関係者に少なからぬ影響を与える懸念があります。</p> <p>…以上の理由から、森林の「維持を断ち切る」森林伐採の環境リスクに対する配慮が極めて希薄であると言わざるを得ません。</p> <p>遠軽町は林業の町です。林業は伐採後に植林をして森林の維持を前提にしています。それとは違いこの事業は、伐採して森林を“消失”させます。</p> <p>遠軽町は豊かな森を誇る町です。さまざまな樹々が四季折々に彩りを変える美しい稜線は、東山魁夷の日本画にも匹敵しますし、貴重な観光資源でもあります。</p> <p>著しく景観を損ねるばかりか「森林消失に直結する森林伐採」が行われることを、私は一町民として深く心を痛め、憤りすら感じます。</p> <p>いつか絶滅危惧種のシマフクロウやクマゲラに会えるかもしれない素敵な森や、いつかニホンザリガニが川底に沈んだ朽葉の下から姿を見せるかもしれない清涼な小川が美しいままで残ることを私は切望します。</p> <p>私は『(仮称)遠軽ウインドファーム事業』の再考を、ここに強く希望いたします。</p>	<p>本事業の対象事業実施区域は、保安林を除外して設定いたしました。また、(4)の見解のとおり、風力発電事業に伴う変更は、ゴルフ場のように大きな面として森林を伐採するのではなく、各風車の建設ヤード及びそれを繋ぐアクセス道路のように、線状の変更・伐採に限られます。今後の事業計画の検討に際しては、環境調査等の結果を踏まえ伐採面積を極力削減する等し、影響を極力低減するよう努めます。</p>

(意見書 6-1)

No.	意見の概要	事業者の見解																														
23	<p>土砂災害及び風害に対する防備機能の喪失の恐れ、生態系の攪乱の恐れがあることから本事業計画の撤回を求めます。</p> <p>・災害防備及び母樹としての天然林</p> <p>対象事業実施区域は国有林内にあります。図 2.2-1(3)に記載されている風車#1, #2, #4, #6, #8 及びそれらを結ぶアクセス道路沿いには樹齢 100 年の天然林が残されています。以下に国有林野施業実施計画図から抜粋します。</p> <table border="1" data-bbox="300 504 879 797"> <thead> <tr> <th>林班</th> <th>小班</th> <th>林種林相</th> <th>林齢</th> <th>施業方法</th> <th>風車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>119</td> <td>ぬ</td> <td>育成天然林 (広葉樹)</td> <td>75</td> <td>択伐型育成 天然林施業</td> <td>#2</td> </tr> <tr> <td>119</td> <td>り</td> <td>天然林 (広葉樹)</td> <td>103</td> <td>択伐型天然 生林施業</td> <td>#4</td> </tr> <tr> <td>119</td> <td>る</td> <td>天然林 (広葉樹)</td> <td>103</td> <td>択伐型天然 生林施業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>119</td> <td>ほ</td> <td>育成天然林 (広葉樹)</td> <td>103</td> <td>択伐型育成 天然林施業</td> <td>#8</td> </tr> </tbody> </table> <p>これらの林分は稜線上にあり、周囲の人工林を土砂災害や風害から保護するために意図して残されてきたものです。</p> <p>風車の大きさから判断して、アクセス道路の幅員は 5m 以上になると思います。さらに両側の数 m は伐採されると思います。つまり、風車の設置場所及びアクセス道路に沿って 10m から 20m の列状間伐がなされることになると思います。近年巨大化する台風と平成 16 年や平成 28 年の台風の被害 2) とを考え合わせれば、事業実施区域内の森林は風害に備えた施業 3) がなされる必要があり、稜線上の幅広な列状間伐は行うべきではないと思います。以下に北海道森林管理局の「施業の基準」4) から抜粋します。</p> <p>択伐型育成天然林施業の伐採方法：択伐は、木材の健全性、天然更新の促進、後継樹の育成等を考慮して、<u>群状択伐及び単木択伐</u>を基本とするが、成長の衰退が著しく後継樹の少ない一斉林（二次林等）は、<u>帯状択伐</u>も考慮する。</p> <p>天然生林施業の伐採方法：<u>単木択伐</u>とし、伐採方法は、<u>択伐型育成天然林施業</u>に準ずるものとする。</p> <p>以上で抜粋は終わりです。アンダーラインは私が引きました。上記の林分は、自然度 9 のブナクラス域自然植生であり（図 3.1-25）、衛星写真からも特に樹勢が衰えている様子は見えません。したがって「施業の基準」からも幅広な列状間伐（帯状択伐）は行うべきではなく、むしろ樹齢 100 年前後の壮齢期にある樹木は母樹として残すべきです。</p> <p>なほ、準備書以降では、伐採範囲を必ず掲載してください。</p> <p>1) 国有林野施業実施計画図 金山・瀬戸瀬 2 https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/keikaku/other/attach/pdf/abasiriseibu_kihonzu-440.pdf</p> <p>2) 北海道森林管理局「台風等による風倒被害森林の復旧対策策定に係る検討会等の報告書」 https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/news/taihu18_houkokusyo.html</p> <p>3) 北海道林務局森林整備課「風倒木被害のリスクを軽減する森林づくり」 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/3/8/0/5/5/0/6/_/PDF%E7%89%88%E3%83%91%E3%83%B3%E3%83%95%E3%83%AC%E3%83%83%E3%83%88.pdf</p> <p>4) 北海道森林管理局「施業の基準」（令和 6 年 3 月 26 日） https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/keikaku/other/attach/pdf/sinrinkeikaku_taikei-229.pdf</p>	林班	小班	林種林相	林齢	施業方法	風車	119	ぬ	育成天然林 (広葉樹)	75	択伐型育成 天然林施業	#2	119	り	天然林 (広葉樹)	103	択伐型天然 生林施業	#4	119	る	天然林 (広葉樹)	103	択伐型天然 生林施業		119	ほ	育成天然林 (広葉樹)	103	択伐型育成 天然林施業	#8	<p>風車建設予定地は国有林野内でございますが、対象事業実施区域の設定において保安林は除外しております。また、重要な植物及び植物群落については現地調査を通じて生育状況を把握した上で、予測及び評価を実施し、環境保全措置を検討いたします。</p> <p>風力発電事業に伴う改変は、ゴルフ場のように大きな面として森林を伐採するのではなく、各風車の建設ヤード及びそれを繋ぐアクセス道路のように、線状の改変・伐採に限られます。</p> <p>今後の事業計画の検討に際しては、網走西部森林管理署と相談の上、適切な風車配置を計画いたします。また、環境調査等の結果も踏まえ、伐採面積を極力削減する等し、その結果について図書に記載いたします。</p>
林班	小班	林種林相	林齢	施業方法	風車																											
119	ぬ	育成天然林 (広葉樹)	75	択伐型育成 天然林施業	#2																											
119	り	天然林 (広葉樹)	103	択伐型天然 生林施業	#4																											
119	る	天然林 (広葉樹)	103	択伐型天然 生林施業																												
119	ほ	育成天然林 (広葉樹)	103	択伐型育成 天然林施業	#8																											

(意見書 6-2)

No.	意見の概要	事業者の見解
24	<p>・ヒグマ</p> <p>対象事業実施区域はヒグマのすみかです。その稜線上に風車を多数設置することは、彼らの生活を攪乱することです。特に、低周波音や超低周波音に対する彼らの反応は解明されていません。</p> <p>海外では哺乳類の風車の忌避 (displacement) が報告されています⁵⁾。それによると、影響範囲は、トナカイで 5km 以上、オオカミで 5km 程度とあります。これは看過できない数値です。ヒグマの場合はどうなのでしょう。同報告書によれば、国内でのエビデンスはないとのこと。もし、ヒグマなどの大型哺乳類に対する影響範囲が数 km に及ぶならば、風車は明らかに生態系を攪乱しているといえます。</p> <p>ヒグマがふもとの集落に出現する頻度が増加することは十分に予想されます。</p> <p>ヒグマを含む大型哺乳類に対する風車の影響についての知見が十分に蓄積され、精度の高いモデルが構築されるまで本事業は中止すべきです。</p> <p>5) 「陸上風力発電事業による生態系への環境影響評価の手法と課題 (平成 31 年 3 月)」陸上風力発電事業による生態系への環境影響評価の手法と課題に関する委員会</p>	<p>ご意見を参考に、現地調査を通じてヒグマを含む哺乳類に関する生息状況を把握いたします。なお、風力発電機からの超低周波音や騒音による野生生物への影響が報告された事例は把握している限り現時点ではございませんが、今後も引き続き知見の収集に努めます。</p>

(意見書 7)

No.	意見の概要	事業者の見解
25	<p>予定地南にあるダム湖にはオジロワシの繁殖つがいがあり、予定地近辺まで飛来する可能性がある。また、別のつがい周辺で繁殖している可能性もある。他、クマタカやオオタカ、ハイタカ等の希少猛禽類が周辺で繁殖している可能性があるため、生息確認や行動圏の把握のための調査をしっかりと行い、結果に基づいた対応をすべきである。</p>	<p>専門家等の意見を踏まえ、現地調査を通じて対象事業実施区域及びその周囲におけるオジロワシ等の希少猛禽類の繁殖状況を把握いたします。また、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。</p>

(意見書 8)

No.	意見の概要	事業者の見解
26	<p>前略 先日は連絡ありがとうございました。</p> <p>九月十四日に追加住民説明会が予定されましたので、ぜひ参加したいと思っています。</p> <p>しかし、開催時間が 15 時～16 時の一時間では、短すぎます。説明を受けて、質問して、答えてもらって…という流れで、市時間では、納得のいく話し合いができるとは、どうも思えませんので、せめて、二時間くらいは設定していただきたいと、要望します。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>	<p>当日は 15 時から 17 時 50 分頃まで、説明会会場の時間の許す限り延長を行い、皆様からの質問に回答いたしました。</p>

(意見書 9)

No.	意見の概要	事業者の見解
27	<p>北海道の指導を受けてやり直しが行われる以上、やり直しの経緯、謝罪の場は当然取られるものと思います。それらを含めて前回の説明会と同じ 1 時間では十分な説明ができるのでしょうか。</p> <p>前回説明会参加者から伺いました。資料も A4 一枚だったとの事。わずかな資料だけで住民には十分ということでしょうか。</p> <p>常呂風力発電施設ではすでにいくつも問題点が指摘されています。</p> <p>遠軽の風力発電計画に関しても建設予定地近隣および建設で影響を受けるであろう地域に対してどれだけの影響を想定しているのか、それに対する対応策はどのように考えているのか。建設地域の地盤特性、そこから予測される影響等多くの疑問はあります。</p> <p>他の地域で行われた風力発電のこれまでの資料は蓄積されているでしょうし、それらを調べることは容易なはずですが。それらに答えていただくためにも時間は必要です。</p> <p>地域住民と事業者が対する場は多くありません。「準備書の段階で回答します」のような答えでは説明会は終了となりません。</p> <p>前述のとおり、十分な説明を頂くため、説明時間、日程の延長あるいは説明会の回数増を求めます。</p>	<p>当日は 15 時から 17 時 50 分頃まで、説明会会場の時間の許す限り延長を行い、皆様からの質問に回答いたしました。</p> <p>資料に関しては、当日は一般開示していない情報も含め説明を行ったため、スライド投影のみで配布は行っておりませんでした。なお、ご意見を踏まえ、今後は説明資料を配布する前提で作成し、お渡しするよういたします。</p> <p>また、説明会については 2025 年初頭頃や今後の準備書の公告縦覧前の追加開催を検討しております。</p>

(意見書 10-1)

No.	意見の概要	事業者の見解
28	<p>・立地場所が鳥獣保護区と保安林に隣接していて、近いことから、これらの保護区が守られる保証はないと考える。被害が明らかになった場合、工事の中止や、運転の中止を考えてほしい。</p>	<p>本事業の対象事業実施区域は、保安林を除外して設定いたしました。また、一部が鳥獣保護区と重なるものの、施工内容は風力発電機等の輸送及び工事関係車両が走行に伴う既設林道の拡幅を予定しております。拡幅の程度については今後詳細設計を実施し、その詳細設計の検討時には可能な限り改変を最小限に抑える、樹木の伐採を最小限とする等の配慮を行います。</p> <p>また、今後の手続きにおいては、現地調査を通じて貴重な動物に関する生息状況を把握し、予測及び評価を実施するとともに、専門家等の意見を踏まえ環境保全措置を検討いたします。</p>
29	<p>・ブレード等を運搬する場合、既存の道路を使用すると書いていますが、社名測の立地の辺りでは新たな道路を作らなければならないのは自明の事です。その過程で流れ出た土砂で、川の水が濁る等の被害が出た場合の対策は考えているのでしょうか。きちんと計画を立ててほしい。</p>	<p>工事の際には沈砂池を設置し、土砂等を沈降させますが、適切に沈砂池からの排水を地下に自然浸透させるよう、工事計画を検討いたします。また、その詳細を踏まえ、沈砂池からの排水が河川に流入する可能性を予測いたします。沈砂池からの排水が河川まで到達すると予測した場合は、環境保全措置として沈砂池から河川までの距離を十分に離すことを検討いたします。</p> <p>万が一、本事業に関わるような苦情が発生した場合には、その原因を調査し、それが本事業に起因する場合には関係機関とも協議の上、誠意をもって対応いたします。</p>
30	<p>・風力が稼働したあとに出る被害の見回りはどのように計画されているのか。(音、光の障害など)</p>	<p>今後の手続きにおいて調査、予測及び評価を実施し、改変面積の低減等の環境保全措置を検討した上で、影響を極力低減するよう努めます。</p> <p>また、稼働後については、調査及び予測の結果を踏まえ必要に応じて事後調査を検討するとともに、稼働後にお声をいただいた場合には、お話を伺った上で対策を検討いたします。</p>

(意見書 10-2)

No.	意見の概要	事業者の見解
31	・耐用年数が過ぎたあと、風車等（土台を含めて）どう処理する予定なのか。明確な計画を立て示してほしい。	事業終了後は撤去を行い、現状回復する考えであります。詳細な計画については、開発可能性調査の後、関係機関と協議の上、決定してまいります。 なお、事業終了後の撤去及び処分、また原状回復に際して必要な費用は、経済産業省・資源エネルギー庁から出されている「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」に基づき、事業期間にて継続的に積み立てを行います。
32	・発電した電力は、どのように使用されるのか、計画はできているのか。遠軽町に還元されるのか示してほしい。	発電した電力の売電先について、現時点ではまだ確定しておりませんが、北海道電力株式会社もしくは工場等の需要家と直接売電契約を締結する方法があると考えております。どちらの場合においても北海道電力ネットワーク株式会社の送電線に繋ぐことを予定しています。売電先を決定した段階で遠軽町に還元できるものがあるか確認いたします。 また、電力以外では遠軽町には建設時の工事関係者の飲食並びに宿泊需要、地元土建会社、電気工事会社等の優先雇用及び稼働後のメンテナンス等といった経済活動への貢献のほか、風力発電事業の税収入で固定資産税、地方法人税、事業税、地方消費税の納税等の還元があると考えております。
33	・今回の説明会の予定時間は1時間とあるが、説明だけで、ほぼ、質問をする時間がないようなものです。	当日は15時から17時50分頃まで、説明会会場の時間の許す限り延長を行い、皆様からの質問に回答いたしました。

(意見書 11)

No.	意見の概要	事業者の見解
34	遠軽町の風力発電説明会 9/14（土）ですが、内容の割に開催時間が短いと思いますので、ご配慮をお願いします。	当日は15時から17時50分頃まで、説明会会場の時間の許す限り延長を行い、質疑応答の時間を延長いたしました。

(意見書 12-1)

No.	意見の概要	事業者の見解
35	7月3日に夫（ ）が投函した意見書が宛先不明で返送されました。また、御社ホームページのお問い合わせフォームが機能していなかったため、7月13日に御社に問い合わせました。その際に対応して下さった坪井という方から、方法書再縦覧と意見書を改めて受け付ける旨のご説明を受けました。夫の意見書は再投函し、7月18日の坪井さんからの電話にて、意見書を受理した旨のご連絡を受けました。また、お問い合わせフォームも復帰したとのことでした。 その際に、方法書再縦覧と意見書受付の日にちが決定したら改めて連絡をいただけたとのことでしたが、再縦覧が始まったあとも9月15日現在までご連絡がありません。 意見書宛先不明とホームページ不備の件も合わせて、御社の企業としての体制と対応は非常に遺憾です。そのような企業が遠軽町で事業に関わることは、地元住民として強い不安と疑問を感じております。 方法書に対する意見書は、このスペースに書ききれないため別紙2ページを添付いたします。 どうぞよろしくお願いたします。	ご意見を踏まえ、お電話をいたしました。今後も適宜個別でのご連絡も含めて事業についてご説明を行ってまいります。

注：網掛け箇所については個人情報を含むため、提出時には非表示とする。

(意見書 12-2)

No.	意見の概要	事業者の見解
36	<p>【事業地付近のオジロワシ繁殖ペアと調査について】 事業地南側の湧別川ダム北側にオジロワシペア1つがいのほか、工事車両走行予定ルートの直近にオジロワシの巣（湧別川ダムとは別ペア）が確認されている。繁殖期中に巣の直近を大型ダンプなどが頻繁に走行すると繁殖失敗等の影響が考えられる^{*1}。工事車両走行ルート周辺もオジロワシの調査を行い、走行時期やルート変更等の検討が必要である。</p> <p>※1 私が過去に経験したオジロワシ繁殖阻害の例：ふだん走行車両が少ない道路近くに巣があった例（巣から道路まで最短約距離 300m）。抱卵開始直前の3月上旬、早朝は造巢や交尾活動が見られたものの、8時ごろから大型ダンプが頻繁に走行するようになると、雄雌共に急に動きを止め、巣の上で警戒を続けた後、巣から飛び去った。その後大型ダンプの走行ルートが変更された（巣から最短距離約 900m）あとに、雄雌共に営巣木に戻り巣材運びが確認された。←こういった対策を可能にするためにも、繁殖ペアのふだんからの行動を観察することが重要であり、希少猛禽類調査の中にオジロワシ調査を組み込むのではなく、オジロワシペア対象の調査を広範囲に行うことが必要である。</p> <p>近年オジロワシの営巣数が増加し、内陸部の小河川流域やカラマツ林でも営巣する例が確認されている。上記の2ペア以外にも繁殖している可能性があるため、注意が必要である。</p>	<p>専門家等の意見を踏まえ、現地調査を通じて対象事業実施区域及びその周囲におけるオジロワシ等の希少猛禽類の繁殖状況を把握いたします。また、調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。</p>
37	<p>【鳥類調査の調査時期について】 方法書では「希少猛禽類」と「鳥類の渡り時の移動経路」調査が別々に計画されているが、特に春（3～5月）は猛禽類の繁殖と渡りの時期が重なるため、同日に両方の調査を兼ねて記録を取るような事業が散見される。猛禽類の繁殖確認調査と渡り調査ではその目的も記録方法も異なるため、どちらも片手間に記録を取ることは難しい。これらの調査は同日ではなく別々の日に行うべきである。また、先述した通り、希少猛禽類調査の中でも特にオジロワシ調査は別に計画するべきである。オジロワシはクマタカ、オオタカなどよりも繁殖のタイミングが早く、生息環境も異なり、その他の猛禽類と同じ時期・同じ地点では必要な情報が得られない可能性がある。</p>	<p>渡り鳥の調査期間については、専門家等の意見等も踏まえ計画しており、渡り鳥（一般鳥類）の対象事業実施区域及びその周囲の生息・利用状況について十分に把握できるものと考えております。なお、ご意見を踏まえ、渡り時期のピーク状況については過去の渡り行動の動向なども把握しながら、ピークを逃さぬよう細心の注意を払い調査時期を検討いたします。</p> <p>希少猛禽類は「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省、平成24年）や「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」（環境省、令和6年）を参考に、調査手法及び期間について検討いたしました。専門家等への意見聴取の結果、対象事業実施区域の周囲においてオジロワシの繁殖が確認されていることから、2巣期と半年を含む1.5年の期間を前提として調査を実施いたします。また、その他の希少猛禽類に必要な調査期間についてはその調査期間に包含されるものと考えております。</p>
38	<p>【鳥類調査における飛翔ルートの考え方について】 渡り時の飛翔ルートについて、事業地上空を通過する鳥類としてワシタカ類、ガンカモ類、小鳥類が挙げられる。これらの鳥類が調査時に風車建設予定地にかからない高さでルートで通過したとしても、生き物である以上、その行動範囲にはある程度の高低差と幅のブレがあることを考慮に入れるべきである。例えばガン類の群れはひと塊で飛翔しているとは限らず、状況によっては数百mの幅に広がって飛翔することがある。また、ワシ類はまっすぐ飛翔していることもあれば、旋回しながら移動していることもあり、やはり数百mの幅と高低差で上空を通過する様子が見られる。野外で記録されたトレースが細い線だったとしても、生き物としての動きを考慮に入れ、横幅と高低を200m～500mの幅で見積もって考えることが必要である。</p>	<p>渡り鳥の飛翔経路については、現地調査において可能な限り正確な飛翔高度と経路の記録に努めるとともに、現地調査結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>

(意見書 12-3)

No.	意見の概要	事業者の見解
39	<p>【衝突回避率と衝突が確認された場合について】 特に衝突リスクが高いオジロワシは既存の衝突回避率は当てはまらないと考えるべきである。実際、事業地に最も近いウィンドファーム（ユーラス常呂能取ウィンドファーム）では、オジロワシの繁殖調査を工事前・工事中と複数年行い、繁殖のタイミングや行動圏を把握しており、衝突回避率が低かったにも関わらず、運転開始からわずか3ヶ月で2羽のオジロワシが衝突死した^{※2}。また、道北の浜里ウィンドファーム（ユーラスエナジー）でも運転開始から10ヶ月の間にオジロワシとオオワシが3羽衝突死している。これらはいずれも1基あたり4,300kWの大型風車であり、本事業と同等規模の風車である。現在環境省が基準としている衝突回避率が当てはまらない以上、どれほど詳細な調査を行って算出しても衝突の懸念は残る。</p> <p>従って、運転開始後5年間は死体確認調査を行い、衝突死が確認された場合（他事業の例から、運転開始直後に衝突する可能性が高い）、衝突した風車は稼働を即時停止し、風車撤去を視野に入れて環境省、北海道、専門家を含め関係各者と協議することを確約していただきたい。</p> <p>※2 衝突死した2羽のうち1羽は成鳥で3月に、もう1羽は前年生まれの亜成鳥で6月に衝突死した。亜成鳥の方は渡り時期とも繁殖個体とも異なり、どちらの調査にも当てはまらない。こういった個体から衝突回避率を算出することは非常に困難である。</p>	<p>「海ワシ類の風力発電施設 バードストライク防止策の検討・実施手引き（改定版）」（環境省、令和4年）によれば、オジロワシのバードストライクの報告においてバードストライクが多く確認されている箇所はいずれも海岸沿いに立地している風力発電機であり、海岸線が急峻な地形となっております。当該地は内陸部に位置するため立地状況としてはリスクが低いと考えるものの、営巣地や河川等の餌場等が近接する場合のリスクを考慮し、現況を把握することに努めます。また、現地調査結果より、オジロワシを含む海ワシ類のバードストライクは専門家への意見聴取を踏まえ、適切な環境保全措置及び事後調査の実施を検討いたします。</p>
40	<p>【シマフクロウについて】 近年、オジロワシ同様にシマフクロウも個体数が増えており、事業地付近に個体が飛来することも考えられる。シマフクロウの専門家に聞き取りを行い、周辺の生息状況を確認する必要がある。</p>	<p>専門家等への意見聴取の結果、対象事業実施区域の周囲におけるシマフクロウの生息状況は把握できておりません。しかしながら、飛来の可能性があるとのことご意見を踏まえ、今後の現地調査において確認した場合は、専門家等への意見聴取の上、適切に生息状況を把握できるよう努めます。</p>
41	<p>【アメリカの衝突防止対策】 アメリカでは大型風車のブレードのうち1枚だけを黒く塗る実験が行われており、ノルウェーでは衝突防止効果があるという研究結果が出ている（National Audubon Society Facebook より AUDUBON MAGAZIN SUMMER 2024 掲載記事）。こういった対策を積極的に取り入れていただきたい。なお、常呂能取ウィンドファームでは風車の支柱に目玉模様をプリントしていたが、オジロワシが衝突したことから効果がなかった模様である。</p>	<p>現地調査結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>

(意見書 13-1)

No.	意見の概要	事業者の見解
42	<p>1-9/14 開催時に配布された資料に関して</p> <p>①調査項目の説明不足期間不足項目不足 1-渡り鳥に関する調査期間が不足および期間が不適切 渡り鳥の調査は最低3年、地域特性を考えると3月～12月まで行うべきである。 予定表だと2年行いが欠測が出る。この調査予定だと年変動に対応できない。</p>	<p>渡り鳥の調査期間については、専門家等様の意見等も踏まえ計画しており、渡り鳥（一般鳥類）の対象事業実施区域及びその周囲の生息・利用状況について十分に把握できるものと考えております。なお、ご意見を踏まえ、渡り時期のピーク状況については過去の渡り行動の動向なども把握しながら、ピークを逃さぬよう細心の注意を払い調査時期を検討いたします。</p>

(意見書 13-2)

No.	意見の概要	事業者の見解
43	<p>2-希少猛禽類調査に関して 調査期間が不足している。 2025年の結果を受けて調査予定を立てていくのだろうが、1年の調査でこの地域の特性を理解できるとは到底思えない。特にクマタカの調査を行うのだろうと思うのだが、それならなおさら期間が不足しているし、調査範囲はもっと広い範囲で行わなければ意味がない。</p>	<p>クマタカを含む希少猛禽類については「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(環境省、平成24年)や「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」(環境省、令和6年)を参考に、調査手法及び期間について検討いたしました。 また、専門家等への意見聴取の結果、対象事業実施区域の周囲においてオジロワシの繁殖が確認されていることから、2巣期と半年を含む1.5年の期間を前提として調査を実施予定であり、その他の希少猛禽類に必要な調査期間についてはその調査期間に包含されるものと考えております。</p>
44	<p>3-コウモリ調査を密に行ってほしい 研究者の間では風発の影響を一番受けているのはコウモリ類ではないかという懸念がある。その疑念を確かめるためにも、密度の濃い(機関的、場所的、調査者の)調査が必要と考える。</p>	<p>専門家等への意見聴取結果を踏まえ、適切に調査を実施いたします。</p>
45	<p>4-植物調査期間が不足である 2年間で行う事としているが、調査期間がまるで不足している。昨今のこの地域の気候傾向を考えると1年だけ1シーズンにしかかからないような植物調査では、既成事実を積み上げる調査にしかないだろう。事業地域は人工林が多いようだが、アクセスする道路整備もあるのでもっと密な調査を望む。</p>	<p>調査期間については、専門家等への意見聴取結果を踏まえ設定しておりますが、現地の状況に応じて適宜追加を検討いたします。また、拡幅道路を含む改変区域を網羅できるよう踏査ルートを設定いたします。</p>
46	<p>5-地上移動する生物の調査を望みたい 事業地の道路整備延長がどのくらいなのか不明だが、道路の側溝も整備されるのは当然であり、側溝の形状によっては地上移動する生物に多大な影響が出る可能性がある。特にエゾサンショウウオの生息が確認された場合に従来のU字溝での整備だと、小動物は落ちてしまうと這い上がれず死んでしまう。調査も望むが、道路脇の側溝整備に関して近自然工法での整備を望みたい。 また事業地内の小さな沢(普段は水も流れないような湿地も含む)にはエゾザリガニの生息が予想される。調査結果を受けての線と面としての生息地保護、個体保護を十分できるような調査を望む。</p>	<p>地上を移動する動物の生息状況を把握するため、改変区域を網羅するように踏査を実施いたします。現地調査結果を踏まえ、動物への影響を極力低減するよう、工法を検討いたします。</p>
47	<p>2-方法書本文について ① 騒音測定について 紋別港から事業地区までおよそ35km道道を走りますが、居住地域として紋別市元紋別があります。夜間運送をするとの事ですが、騒音予想はいかほどになるでしょう。説明会では調査は不要とのことでしたが、私は、現在値と予想値を出して検討が必要だと考えます。事業地域からは遠い地域ですが、工事に伴う影響を受けるとされる地域に関しては調査をするべきと考える。</p>	<p>風車本体の輸送は、夜間から早朝にかけて専用トレーラーにより行います。走行台数は一晩あたり1台程度で、走行も非常に低速で行うことから、風車本体の輸送に際しては騒音の影響は想定しておりません。</p>
48	<p>② 図3.1-17(1)について 渡りのルート予想図を描いてあるが全く不十分である。例えばオオハクチョウが事業地域の北部地域に中継地があるとすればそれが何処でどのくらいの個体数が利用するのかと言う検討がなされたとは感じられない図である。 事業地に近いコムケ湖では秋季は9000羽のオオハクチョウ、5000羽のヒシクイ、2500羽のマガンなどが集結する。それらの移動ルートの検討を詳細にするべきである。中央のコンサルでは考えが及ばないのかもしれないが、だとすれば学識経験者への聞き取りが不十分だということであり、人選に疑問も出てくる。それらを含めて的確な調査を望みたい。</p>	<p>方法書における「図3.1-17(1) 日中の鳥類の渡りルート(ガン・カモ・ハクチョウ類)」は、文献資料として用いた「風力における鳥類のセンシティブティマップ」(環境省HP、閲覧:令和6年2月)から作成しておりますが、今後の現地調査を通じて、渡り鳥の飛翔状況の把握に努めます。</p>

(意見書 13-3)

No.	意見の概要	事業者の見解
49	<p>③図 3.1-22 について</p> <p>オジロワシ、オオワシの渡りルートの調査が不十分である。これも①で指摘した通りである。</p> <p>更にこの 2 種、クマタカは山中のエゾシカ死体に集まるのでイレギュラーな動きをするのでそれらを予想し想定した調査も必要だと思う。</p>	<p>方法書における「図 3.1-22 北海道におけるオジロワシ・オオワシの渡り調査結果」は、文献資料として用いた「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版)より作成しておりますが、今後の現地調査を通じて、適切にオジロワシ、オオワシの生息状況の把握に努めます。クマタカについても生息状況を適切に把握できるよう、細心の注意を払い調査に努めてまいります。</p>
50	<p>④図 3.1-21(21)について</p> <p>クマタカの生息分布を載せてあるがこの図では不十分である。事業地の尾根から 2km 以内にはクマタカの巣が存在している。またこの地域、特に丸瀬布地域はクマタカの生息が少なくないと感じている。この事業においてはクマタカの生息が重要な事項になると思うのでより詳細な調査を望みたい。</p>	<p>方法書における「図 3.1-21(2)クマタカの生育分布」は、文献資料として用いた「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版)より作成しておりますが、今後現地調査において、適切にクマタカの生息状況及び営巣地を把握できるよう努めます。</p>
51	<p>⑤その他-1</p> <p>北海道に生息する猛禽類の中で一番生態が明らかになっていないのがハチクマだと考える。私は 40 年以上も事業地域に近い所で鳥類調査を行い、また他所でも鳥類調査を行ってきた。その中でハチクマの観察例は極端に少ない。しかし意外な処での観察例があるので事業地域での猛禽類調査の時は特に気を配って調査してくれるように望む。</p>	<p>ハチクマ等の観察例が少ない種についても生息状況を適切に把握できるよう、細心の注意を払い調査に努めてまいります。</p>
52	<p>⑥その他-2</p> <p>当事業の影響が何処までどんなふうに及ぶのか予測は非常に難しいのは私が指摘するまでもなく、お解りだと思う。方法書の中で事業予定地から 10.4km の円を用いていくつかを説明しているが、この半径を 20km に広げた場合 (いたずらに広げることもないのだが) ナキウサギ生息地の風穴、シマフクロウの繁殖地も入って来る。この事実は大変重要なことだと私は考える。もしも未来に向かってこれらに影響が及ぶ可能性を少しでも排除できないのであれば、この事業開始は考えるべきである。事業地域は 630ha であるが影響が及ぶ地域としてはそれだけではないだろうと考える。そのためにもより詳細な自然環境の調査をすべきであり、分析をすべきなのである。アセス書の中で「影響を最小化できる」と言う表現は、自然を無視した人間の勝手な理論だと肝に銘じる必要があるだろう。種によっては影響は 0 であるべきではないのか。</p>	<p>ナキウサギは旧丸瀬布町に局所的に分布していると考えており、現地で生息環境を確認した場合は追加調査を検討いたします。シマフクロウは「シマフクロウ生息地拡大に向けた環境整備計画」(環境省、平成 25 年)によると行動圏は河川沿いに長さ 10~15km、幅 1~2km とされており、現在の繁殖地からの飛来の可能性は低いと考えております。しかしながら、飛来の可能性があるとのことご意見を踏まえ、今後の現地調査において確認した場合は、専門家等への意見聴取の上、適切に生息状況を把握できるよう努めます。重要種については現地調査の結果を基に影響を予測し、影響を極力低減するよう努めます。</p>
53	<p>⑦その他-3</p> <p>この事業に限らず風発の説明資料をコピーして配布してくれないのはどうしてだろう。これは国の方針の問題でもあるが、事業者が地域を大切に地域と共に理解し合いながら事業を進めていくとするならば、資料はより分かりやすい形で提供すべきなのである。このやり方が変わらない限り地域住民や自然保護団体の疑念はぬぐえないし、気が付いてほしくない部分が隠されているのではないのかとうがった見方になってしまうのである。どうかアセス書を作成するときはこの点をよく検討していただきたい。本当はもっと方法書を読み込みたいのだが、ネットで閲覧するのは疲労度が大きすぎるのである。なれないものにとっては拷問に等しい。</p>	<p>資料に関しては、当日は一般開示していない情報も含め説明を行ったため、スライド投影のみで配布は行っておりませんでした。なお、ご意見を踏まえ、今後は説明資料を配布する前提で作成し、お渡しするよういたします。</p>

(意見書 13-4)

No.	意見の概要	事業者の見解
54	<p>⑧その他-4</p> <p>私は風発事業の一番の問題は景観問題だと考える。ふるさとの自然風景の中に突然高さ200mもの風車がいくつも出現するのを地域の人は喜んで受け入れられるのか、という事に想像を巡らせてほしい。地域に住む人にとって何の変哲もない山の風景ではあるが、いつもそこにある安心できるふるさとの風景なのである。基準では仰角1度で見える場所の調査などと言うのは住民感情を無視したものと思えないのである。どうか想像力を巡らせて取り組んでいただきたい。事業は人が進めていくのである。</p>	<p>方法書においては、景観の眺望点として9地点を選定しておりますが、地域の皆様からの意見も踏まえ、調査地点の選定に努めます。</p> <p>また、今後の手続きにおいて調査、予測及び評価を実施し、風力発電機の色を周辺環境になじみやすい環境融和色とすることで景観への影響を極力低減するよう努めます。</p>

(意見書 14)

No.	意見の概要	事業者の見解
55	<p>風車近くの農家が、水(生活水)が涸れる事を心配しており、住み続けることが出来ないと述べています。対策を考えてほしい。</p>	<p>対象事業実施区域近くの自治会様へは水利用状況調査票を配しておりますので、利用状況を把握の上、生活水が涸れる恐れがあるのかどうか確認いたします。万が一、生活水が涸れることがあれば、その原因を調査し、それが本事業に起因する場合には関係機関とも協議の上、誠意をもって対応いたします。</p>

(意見書 15)

No.	意見の概要	事業者の見解
56	<p>調査に当たって、湧別川の支流から本流に流れ出る生活用水の濃度等、有害物質が検出しないよう求めるとともに、盛土などの建設廃土、廃棄物の処分に万全を期して欲しい。</p>	<p>水質の調査に当たっては、現状の水の濁りを採水により確認いたしますので、現地調査による濁度変化や有害物質の流出はございません。</p> <p>また、本事業の工事に伴い濁水が発生する可能性がございますが、工事時には濁水対策として沈砂池を設けます。今後の手続きにおいては、工事計画の詳細を踏まえ、河川への流入の可能性を予測いたします。万が一、沈砂池からの排水が河川まで到達すると予測した場合は、環境保全措置として沈砂池から河川までの距離を十分に離すことを検討いたします。</p> <p>残土及び廃棄物の処分は、関係機関と協議の上、適切に対応いたします。</p>

(意見書 16)

No.	意見の概要	事業者の見解
57	<p>9/14の説明会、1時間では短すぎます。</p> <p>あと2時間くらいは伸ばしていただけませんか？</p> <p>知りたいことが沢山あります。</p> <p>よろしく願い致します。</p>	<p>当日は15時から17時50分頃まで、説明会会場の時間の許す限り延長を行い、皆様からの質問に回答いたしました。</p>

(意見書 17)

No.	意見の概要	事業者の見解
58	<ul style="list-style-type: none"> ・可視領域が遠軽町市街にかかり巨大な風車が回り気になってしまう。景観よりも動きのある物体が身近に常に意識されるのは耐えがたい。計画の中止を要請する。 ・対象事業の目的において、温室効果ガス削減・自給率向上のために地域が受け入れなさいと読めてしまう。となれば、原子力発電と同じ論理である。 ・地域の活性化とは建設時の発注だけではないはず。地域の人が誇る施設となるのか？無いと困る発電所にはなっていない。本日の遠軽町の電気は、すべて再生可能エネルギーでまかっています！のようなことができるのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観に関して、今後の手続きにおいて調査、予測及び評価を実施し、風力発電機の色を周辺環境になじみやすい環境融和色とすることで影響を極力低減するよう努めます。 ・風力発電は、地球温暖化対策及び国内におけるエネルギー自給率向上に大きく貢献できる自然エネルギーの一つであり、今後より普及が望まれる電源であると考えております。皆様との意見交換を通して環境影響に配慮しながら、地域の皆様に事業について理解いただけるよう取り組んでまいります。 ・発電した電力の売電先について、現時点ではまだ確定しておりませんが、北海道電力株式会社もしくは工場等の需要家と直接売電契約を締結する方法があると考えています。どちらの場合においても北海道電力ネットワーク株式会社の送電線に繋ぐことを予定しております。売電先を決定した段階で、遠軽町に還元できるものがあるか確認いたします。 また、電力以外に関するものでは、遠軽町においては建設時の発注のみではなく、工事関係者の飲食並びに宿泊需要、地元土建会社、電気工事会社等の優先雇用及び稼働後のメンテナンス等といった経済活動への貢献のほか、風力発電事業の税収入で固定資産税、地方法人税、事業税、地方消費税の納税等の還元があると考えております。

(意見書 18)

No.	意見の概要	事業者の見解
59	<p>国宝に指定された町としてどうやって自然を守っていこうかと、この1年間町をあげて行動しています。</p> <p>長年の調査研究、保護活動の積み重ねで国宝に指定された町「遠軽町」として世界に認められた町に自然破壊につながる風車の建設、どうして遠軽なのか、説明会に出席しましたが、なぞが深まるばかりです。</p> <p>風車の建設予定地は、水源涵養保安林になっていて、水源緩衝地帯です。</p> <p>2024年7月24日の集中豪雨で風車建設予定地から1.6kmの大規模酪農家は、水で大変なおもいをしたそうです。それなのにもうなにを言ってもむだだけどどうしてそう言うのでしょうか。</p> <p>風車の建設予定地では、谷水で土砂くずれもおきているそうです。</p> <p>自然破壊は、それだけではすまなそうです。</p> <p>紋別港から機材を運ぶのですから、広範囲の自然破壊はまぬがれません。</p> <p>どうして風力発電所が遠軽町でならないのか、納得のいく説明がほしいです。</p> <p>国としても、国宝に指定されて世界にも認められた町に、自然破壊につながる風車建設は恥ずかしいことと思います。</p> <p>私は、この町が好きです。</p> <p>この自然がじまんです。</p> <p>住み続けるのに大変になるような今回の風車建設はやめてください。</p>	<p>今後の手続きにおいて調査、予測及び評価を実施し、影響の極力低減に努めるとともに、住民説明会の実施を通じて皆様との意見交換を行い、本事業について理解いただけるよう取り組んでまいります。</p> <p>なお、本事業の対象事業実施区域の設定にあたっては、自然公園や重要文化財、保安林等の確認を行っており、現計画では重要文化財、保安林等を避けて計画しております。</p> <p>遠軽町を選定した理由は、上記確認に加えて風況条件がよく、周囲の主要な道路・送電線が整っており新たに改変する箇所が少ないこと等から、日本全国でも数少ない風力発電所の適地と考え計画いたしました。</p> <p>集中豪雨による水害、谷水での土砂崩れにつきましては、土木設計において裕度を考慮した設計を行い、谷への水量を増やすことがないよう注意してまいります。また、土砂災害に関しては国有林の貸付・使用許可制度の中でも、災害の防止の観点から審査されます。集中豪雨による水害、谷水での土砂崩れにつきましては、土木設計において裕度を考慮した設計を行います。谷への水量を増やすことがないよう注意し、ご懸念を払拭できるよう事業計画を検討いたします。</p>

(意見書 19)

No.	意見の概要	事業者の見解
60	<p>配慮書の省略が認められていますが、前回の説明会の内容であれば住民の理解は得難いだけでなく不信感が残っています。前回の説明会で出た、風力発電建設予定の一部にダイオキシンが含まれる除草剤が埋められている件につきまして、どのような対応を取られるのでしょうか。又、時間がなく十分な回答を得られていないものもあるため、準備書を作成される前に再度、説明会の開催を願います。その時に、除草剤の件と、風力発電からくる健康被害について起こりうる想定される場合、どのような保障を貴社が取られるのか、または誰が取られるのかを説明頂きたい。</p> <p>和歌山県では、風力発電による健康被害の事例が多く報告されています。遠軽で建設予定の風力はどのような対策を取られ、被害を少なくされるのでしょうか。</p> <p>以上をふまえて、準備書作成前に説明会を開催しご回答をお願いします。</p> <p>尚、説明会開催の有無（できなければ、開催できない理由）を11月20日までにご返答願います。</p>	<p>2.4.5-T系除草剤が遠軽町内の国有林野に埋設されていることについて、網走西部森林管理署及び遠軽町役場へ確認いたしました。詳細は公表されていないとの事ですが、本事業に限らず除草剤の埋設地において改変等により埋設地に対して影響が懸念される場合、貸付手続きはできないものであるとの回答をいただいております。今後の手続きにおいても引き続き、風力発電機の建設予定地について、網走西部森林管理署と協議を重ね、適切な場所への建設を計画してまいります。</p> <p>今後の手続きにおいて調査、予測及び評価を実施し、環境保全措置を検討した上で、影響を極力低減するよう努めます。万が一、本事業に関わるような苦情が発生した場合には、その原因を調査し、それが本事業に起因する場合には関係機関とも協議の上、誠意をもって対応いたします。</p> <p>準備書手続きの開始前に住民説明会を開催し、ご説明いたします。</p>

(意見書 20)

No.	意見の概要	事業者の見解
61	<p>9月14日の説明会は時間を延長していただき、ありがとうございました。</p> <p>2時間半以上の時間をかけたのですが、まだまだ、疑問な点や未回答、わからない点がありましたので、準備書を作成する前に再度説明会を開催してもらいたいと思います。</p> <p>そこで、出された問題点</p> <ul style="list-style-type: none">・水の問題・西側のダイオキシンの問題・気象協会の調査方法の具体的ななかみ <p>等の説明などをお願いしたいと思います。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>	<p>説明会にご参加いただき、ありがとうございます。説明会については2025年初頭頃や準備書手続きの開始前等に開催し、ご説明いたします。</p> <p>ご懸念の点の説明も含め、皆様との意見交換を行い、本事業について理解いただけるよう取り組んでまいります。</p>

(意見書 21)

No.	意見の概要	事業者の見解
62	<p>人間が引き起こす自然破壊は許されない事です。</p> <p>人間ばかりでなく、他の生物の破壊にもつながり、地球上の生物の死滅につながります。北海道の自然をねらい打ちですか？我が国のウィンドファーム事業の中で起きている全ての問題を出し、それに対して行った対策と人間、動物、植物に出た疾病、変化等のデータが沢山あるはずで。また、他国で出されているデータも出して、説明をして下さい。意見書に対する説明会を年内にも行って下さい。説明時間を長時間とり、質疑応答にももっと時間をとって下さい。</p>	<p>風力発電は地球温暖化対策及び国内におけるエネルギー自給率向上に大きく貢献できる自然エネルギーの一つであり、今後より普及が望まれる電源であると考えております。皆様との意見交換を通して環境影響に配慮しながら、地域の皆様に事業について理解いただけるよう取り組んでまいります。</p> <p>受領した意見に対する説明会については、地域の皆様へ広報紙での周知を行いますので年明け頃に十分な時間を取り予定してまいります。</p>

(意見書 22)

No.	意見の概要	事業者の見解
63	<p>2 回目の提出です。(前回たずねあたりませんでした。)</p> <p>500m 高の小高い山の尾根に設置される 2-2-19(21)によると 環境保全上留意が必要な場所です。 ガイドランスによっては風車の高さ 掛ける 3 倍の距離が必要とあります。540m 以上の距離を取り騒音の被害がないよう設置して頂きたいです。風向きや気候によって騒音影響のある範囲を現地調査して頂きたいです。</p> <p>図 2-2-12 法令などの制約を受ける場所によると保安林区域であり鳥獣保護区に隣接しています。 決してパードストライクが起きないように具体的に対策を取って下さい。</p> <p>要約書 P17 雨水排水、生活排水とも自然浸透とあるが、工事中も工事後も排水を流さないで、ためてチェック後排水する設備で設計して頂きたいです。 将来の災害時にオイル漏れが起ると著しい環境破壊になります。 この地の排水は途中の河川から海に続く自然の水の流れの源泉地です。 今一度将来の環境保全のため各自撤去費を積立 将来自治体が負担しなくてよい制度を(積立)並行させて下さい。</p>	<p>今後の手続きにおいては騒音、鳥類、水質等に関して調査、予測及び評価を実施し、環境保全措置を検討した上で、影響を極力低減するよう努めます。</p> <p>また、風力発電機のオイル漏れは、ナセル部のギアが収まるボックスの破損等によりギアボックス内のオイルが漏れ出すことが考えられます。オイル漏れ対策として、定期点検にて目視、触診検査、漏れの兆候を確認にて外部飛散前に対象箇所のパーツ交換を行います。本事業の風力発電機はまだ決まっておられませんのでメーカー並びに機種を選定においては、オイル漏れ対策の点も考慮し、決定してまいります。</p> <p>撤去及び処分の際に必要となる費用は、経済産業省・資源エネルギー庁から出されている「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」に基づき、将来自治体が負担することないよう事業期間にて継続的に積み立てを行います。</p>

(意見書 23-1)

No.	意見の概要	事業者の見解
64	<p>1. 基本的な考え方及び総評</p> <ul style="list-style-type: none">風力発電施設(以下、風車という)の導入は地球温暖化対策等に果たす役割や必要性があるというのが国の見解ではあるが、私たちは貴重な自然環境や周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすような風車建設計画については、様々な問題があると考えます。加えて、現状では、本計画の対象地域において豊かな生態系が織りなす景観の重要性が十分に認識されておらず、また全ての動植物等の生態について明らかになっていない部分が多いものと考えます。このような中で、大型で大規模な風車が建設されることは、今後、永きにわたり本地域における自然環境を大きく損なう恐れがあることから、事業の中止あるいは事業規模の大幅な縮小を求めます。	<p>風力発電等の再生可能エネルギーは地球温暖化対策、日本のエネルギー自給率の向上に資するものと考えております。</p> <p>本事業は、環境影響評価法に基づき手続きを進めていくものであり、地域特性等を踏まえて環境に対する影響について調査、予測及び評価を実施し、環境への影響を極力低減するよう努めます。</p> <p>現時点は、文献等の資料をもとに事業計画を立てております。また、環境影響評価方法書においては環境にどのような影響を及ぼすか予測及び評価するにあたり、調査手法についてお示ししたのになります。</p> <p>まずは方法書に対し皆様からいただいた意見を考慮した上で、現地調査で現況を把握し、環境配慮に努めた事業計画を検討いたします。</p>
65	<ul style="list-style-type: none">2024年7月3日当日消印有効と言う事で意見書を郵送しましたが、『あて所に尋ねありません』と押印され、意見書が戻ってきました。その後、私が知る限りでは全国に向けて、メディアなどで今回の件についての状況報告や、再アセスについて周知されていた記憶がございません。もし周知されていたのならご容赦頂きたいのですが、その場合、何月何日付の新聞などで公告されたのかご教示下さい。私の場合は、北海道の Web サイト(環境保全局環境政策課→環境影響評価情報トップページ)で今回の件について知ることが出来ました。	<p>再住民説明会の実施の周知については、1 回目の公告と同様に北海道新聞(旭川北見版、令和 6 年 9 月 3 日発行)及び遠軽町広報紙(令和 6 年 9 月)に手続きの再実施に至った経緯を記載の上、再実施の内容を公告しております。</p>

(意見書 23-2)

No.	意見の概要	事業者の見解
66	<p>令和6年9月14日(土)に再度、住民説明会が行われるとの周知が北海道のWebサイトでなされていましたが、それ以前に事業計画地(国有林)へ行ったところ、測量・下刈りが行われており、網走西部森林管理署に確認したところ「事業者さんが風況調査を行うために届出がなされ審査している」とのことでした。今回の件を踏まえた場合、少なくとも住民説明会後にそのような行為を行うべきではないでしょうか。おそらく、この件についての回答も、「引き続き住民の皆様には丁寧な対応を務めてまいります」などの回答になるとと思いますが、この間の経緯を踏まえると全く誠意を感じることが出来ません。</p>	<p>風況調査の手續きに関する国有林野への入林等については、環境影響評価手續きとは別途実施しております。網走西部森林管理署へ事前相談の上、適切な手續きに則り、今回の再住民説明会以前に入林届を提出し、候補地点の選定、現地の測量を行っております。</p>
67	<p>2. 意見書の提出方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見書の提出について、意見書様式に従い縦覧場所に備付けの意見書箱に投函か郵送とのことであるが、メールでの受付を行うように改善すべきです。 インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く住民や国民からの意見を求められるよう、印刷ができるようにすることや、縦覧期間終了後も閲覧できるようにするなど、広く率直に計画内容を公表する態度が重要です。多くの事業者は、アセス書について“著作権”や“改ざん”について掲げますが、印刷や編集ができない様にする事や、法務局などの公文書にあるように、複製の文字を入れるなど工夫をし公開すべきです。 環境影響評価図書の印刷及びダウンロードについては、北海道環境影響評価審議会も開示するように要望しております。 	<p>意見書の提出について、メールでの受付は、メールシステムにより自動的に弾かれる、迷惑メールに振り分けられる等により受信者へメールが届かない可能性があります。万が一ではありますが、そのような可能性を避ける為、引き続き意見書の提出は郵送または意見書箱への投函をお願いいたします。また、インターネットによる環境影響評価図書の公表については、著作権に関する問題が生じないよう留意する必要があります。第三者による図書の無断複製、悪用を防ぐ目的から印刷可能な状態にすること、継続して公表することは難しいものと考えております。ただし、広く意見を受付するため、図書の公表は法定の縦覧期間に加えて、意見受付終了期間まで閲覧可能といたしました。</p>
68	<p>3. 鳥類への影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施想定区域は、北海道指定の鳥獣保護区が隣接しており、オオワシ(環境省第4次レッドリスト:絶滅危惧Ⅱ類(VU))やオジロワシ(絶滅危惧Ⅱ類)の生息が確認されていることから、環境保全、生物多様性の観点から見ても重要度の高い地域と考えます。 <p>このような重要地において事業を進めるべきではありません。</p>	<p>今後の現地調査を通じて、適切にオジロワシ、オオワシの生息状況の把握に努めます。また、調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。</p>
69	<p>4. 騒音および低周波音、超低周波音による影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> 風力発電機から最寄りの住宅等までの距離は約1.6kmと至近距離であり、低周波音や風車騒音による影響が出る可能性が危惧されます。北海道内の研究機関によると、2018年石狩湾新港周辺4事業による累積的影響評価シミュレーションでは、5km以上離れている石狩市・札幌市・小樽市において多くの住民が圧迫感・振動感を感じ、睡眠障害の疾患も生じ得るという結果が予測されています。また昨年、北見市常呂では風力発電7基の試運転が始まりましたが、12月の北見市議会定例議会において、風車騒音の苦情が報告されています。 <p>これらのことから、最新の知見等の情報に基づいた確実な方法により調査、予測を実施して、影響の回避を必ず行うべきです。</p>	<p>他事業者の事業ですので、詳細な回答は控えさせていただきますが、風力発電機から発生する低周波音に対する環境省の見解として、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成29年5月)によると、『風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。』とされております。</p> <p>なお、騒音及び超低周波音については地形等により伝わり方が異なることから、本事業による影響については、今後の調査及び予測を適切に実施し、その結果を踏まえ、影響の低減を図り、配慮に努めます。</p> <p>万が一、本事業に関わるような苦情が発生した場合には、その原因を調査し、それが本事業に起因する場合には誠意をもって対応いたします。</p>

(意見書 23-3)

No.	意見の概要	事業者の見解
70	5. 景観に対する影響評価手法について ・ 景観は環境影響評価で垂直見込み角によって評価されていますが、これは鉄塔の評価基準ですので、風車の評価基準として利用するのは不適切です。視認可能な垂直見込み角では何本か並んで一体として見えても1本として判断し、水平見込み角は考慮しないという判断基準は球形に見える風車が複数並んでいることを想定しておらず、この地域の景観の価値を適切に評価することができません。風車は水平に複数が並んでいると一体のものとして見えるため、1本1本の高さではなく、全体的な水平見込み角によって評価すべきです。	景観については対象事業実施区域の周囲の主要な眺望点や地元住民の皆様が生活される地区を眺望点として選定し、調査、予測及び評価を実施いたします。また、風力発電機の色も周辺環境になじみやすい環境融和色とすることで景観への影響を可能な限り低減いたします。
71	6. 国有林内での計画について ・ 風車建設予定地の全域は国有林内で、自然度9の自然林が点在しております。国有林は国民の財産でもあり、環境保全、水資源保全・土砂災害防止の見地からも改変せずに守らなければならない地域と考える事から、このような場所において、風車建設を行うべきではありません。 ・ 対象事業実施区域に隣接し、『2,4,5-T系除草剤』が埋設されております(国有林内)。土地を改変することにより、予想外の豪雨などにより埋設地への影響が懸念されます。方法書以降の検討ではなく、どのような対処方法をお考えかお示し下さい。	風車建設予定地は国有林野内でございますが、対象事業実施区域の設定において保安林は除外しております。 また、2,4,5-T系除草剤が遠軽町内の国有林野に埋設されていることについて、網走西部森林管理署及び遠軽町役場へ確認しております。詳細は公表されていないとの事ですが、本事業の改変等により埋設地へ影響が懸念される場合は、事業地として貸付手続きはできないものと思料しております。引き続き網走西部森林管理署と協議を重ねて適切に対応いたします。
72	7. シェードフリッカーによる影響について ・ 北海道内では風車の稼働により、1km以上離れた地域において家屋内や牛舎内、小学校の校庭などにおいて、シェードフリッカーによる明滅が起きています。多くの海外のガイドラインにある「実際の気象条件を考慮しない場合」での年間30時間以内という基準を用いたときにはこれを満たさない状況です。風車の影の明滅による周辺住民の人体や家畜への深刻な影響を回避するため離隔距離を十分に取ることはもちろん、稼働後にシェードフリッカーが発生した場合は、稼働の停止または風車の撤去を必ず行うこと。	今後の手続きにおいては、風車の影による影響について調査、予測及び評価を実施し、配置や基数を検討することで影響を極力低減するよう努めます。また、本事業に関わるような苦情が発生した場合には、その原因を調査し、それが本事業に起因する場合には関係機関とも協議の上、誠意をもって対応いたします。
73	8. 協議会について ・ これからの調査結果の評価は、環境影響評価だけでなく、野鳥保護団体を含む自然保護団体、観光関係者や地元自治体などを含めた開かれた協議会の場で行うべきです。	ご意見を参考に、今後の手続きにおいては、現地調査を通じて貴重な動物に関する生息状況を把握いたします。また、専門家等の意見を踏まえ環境保全措置を検討し、影響を極力低減するよう努めます。
74	9. 以上のことから、この計画は地域住民やこの地域の自然景観や自然環境を愛する多くの人々に十分な説明を行い、住民参加による合意形成をじっくり計って進める姿勢が取られているとは言い難く、今後計画を進めるに当たってはより一層の住民参加・合意形成を計る努力を行うことが必要であり、もしその意思がないのであれば計画は撤回すべきです。 <div style="text-align: right;">以上</div>	事業について理解いただけるよう、今後も関係自治体や地域住民の皆様により丁寧なご説明をまいります。また、地域住民の皆様向けの説明会の機会には、図書の内容を含めるような説明資料の配布を行い、ご理解を深めていただけるよう取り組んでまいります。

(意見書 24-1)

No.	意見の概要	事業者の見解
75	<p>説明会での質疑応答を含め、新たな情報や意見に対する環境調査方法の改善を示される場が再度設定されない限り、<u>山形県米沢市栗子山での不正等が繰り返される可能性は拭えない。早期に環境調査(準備書作成)前の説明会開催を要求する。</u>特に以下の点をどう考えるか、行うかは重要。</p>	<p>受領した意見に対する説明会及び準備書の公告縦覧前に説明会を予定しております。</p> <p>環境調査方法について、追加ヒアリングの実施及び北海道並びに経済産業省による審査等を踏まえて、調査内容等に大きな変更がある場合は、その旨も含め説明いたします。</p>
76	<p>・方法書調査地域に設定されていなかった予定地西側の斜面についての調査(猛禽類等の上昇気流利用、除草剤埋立て地、金山廃坑道、ナキウザキ、二ホンザリガニ、クマタカ、オジロワシ、ハチクマ等)は最低限の配慮は必要。シマフクロウなどの最貴重種の侵入生息拡大も同様。</p>	<p>調査地点及び手法については、専門家等への意見聴取結果を踏まえ設定しておりますが、現地の状況に応じて適宜追加を検討いたします。</p>
77	<p>・固定資産税の話はあったが、それによる地方交付金の減額は知られていないし、地元にとってCO₂の排出は増になれども、削減は全くない(説明会での通り)。遠軽にとってのメリットとつりあうといえるのか。</p>	<p>固定資産税と地方交付金の関係性については税法に準じるものの、一般的に固定資産税の収入増は、地方交付税の減少を上回るものであり、自治体の財政に微力ながら貢献できるものと理解しております。</p> <p>また、温室効果ガスの吸収という観点におきましては、当該陸上風力発電所は、工事の際の一時的な二酸化炭素の排出や、事業用地内にある樹木の伐採による影響を大きく超えて、温室効果ガスの削減に寄与するものであると考えております。</p> <p>遠軽町のメリットには建設時の工事関係者の飲食並びに宿泊需要、地元土建会社、電気工事会社等の優先雇用及び、稼働後のメンテナンス等といった経済活動への貢献のほか、風力発電事業の税収入で固定資産税、地方法人税、事業税、地方消費税の納税等の還元があると考えております。</p>
78	<p>・紋別の方から話があったように渡り鳥の渡りコースにあたっていることをどのようにとらえるのか。</p>	<p>渡り鳥の調査期間については、専門家等の意見等も踏まえ計画しており、渡り鳥(一般鳥類)の対象事業実施区域及びその周囲の生息・利用状況について十分に把握できるものと考えております。なお、ご意見を踏まえ、渡り時期のピーク状況については過去の渡り行動の動向なども把握しながら、ピークを逃さぬよう細心の注意を払い調査時期を検討いたします。</p>
79	<p>・<u>バードストライク対策などについて詳しい説明はなかった。(論文などの根拠を示してほしい)</u></p>	<p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年、平成27年修正版)及び「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き(改定版)」(環境省、令和4年)等の文献を参考に適切なバードストライクの対策を講じてまいります。</p>
80	<p>・<u>底生生物等に対する生態を理解しているのか?あの調査ポイント、調査方法(日程も含め)では生息していても確認ができない。</u></p>	<p>調査地点及び手法については、専門家等への意見聴取結果を踏まえ設定しておりますが、現地の状況に応じて適宜追加を検討いたします。</p>
81	<p>・<u>周辺の河川について水質調査は行わないとなっていたが、基礎となる地盤が柱状節理の発達する玄武岩である以上、潤滑油等のモリブデン化合物の河川流入は充分考えられること。現在の水質を調査することは必須(伊奈牛川、社名淵川共)。加えて潤滑油漏出飛散対策はどうするのか。</u></p>	<p>周辺河川について6地点での調査を行う予定です。工事の際には沈砂池を設置し、土砂等を沈降させますが、適切に沈砂池からの排水を地下に自然浸透させるよう、工事計画を検討いたします。また、その詳細を踏まえ、沈砂池からの排水が河川に流入する可能性を予測いたします。万が一、沈砂池からの排水が河川まで到達すると予測した場合は、環境保全措置として沈砂池から河川までの距離を十分に離すことを検討いたします。</p> <p>また、風力発電機のオイル漏れは、ナセル部のギアが収まるボックスの破損等によりギアボックス内のオイルが漏れ出すことが考えられます。オイル漏れ対策として、定期点検にて目視、触診検査、漏れの兆候を確認にて外部飛散前に対象箇所のパーツ交換を行います。本事業の風力発電機はまだ決まっておきませんのでメーカー並びに機種を選定においては、オイル漏れ対策の点も考慮し、決定してまいります。</p>

(意見書 24-2)

No.	意見の概要	事業者の見解
82	<p>・上記で書いた通り、建設予定地の地盤は玄武岩溶岩の台地（柱状節理の発達、周辺露頭から伺える）で、下位は湖成層の社名淵層と海成層の藻別層、鴻ノ舞層である玄武岩は柱状節理による亀裂が多く、新しい時代のものであることもあり硬い岩石である。その分地下水は、この面から流れず、<u>下位の海成層、湖成層との境界から湧水として流れる。社名淵、美山地域への影響は免れない。</u></p>	<p>風力発電機の建設場所については、ボーリング調査を実施し、地下水脈の確認を行う計画です。また、風力発電機の基礎については、水脈の分断を行わないよう設計を行い、地下水並びに湧水への影響の回避に努めます。</p>
83	<p>・地盤が新しい火山岩類（玄武岩）であることから、土壌は発達しづらく、一度失えば森林再生には多くの時間を要する。<u>森林整備に影響がないといえるのか。</u></p>	<p>今後の手続きにおいては、植生に関する現地調査を実施いたします。また、その結果を踏まえて、予測及び評価を実施し、影響低減のための環境保全措置として改変区域の低減等を検討いたします。</p> <p>また、森林整備に関しては、網走西部森林管理署と協議を実施し、適切な森林保全に努めます。</p>
84	<p>・<u>上記地質構造のため、水（工事、生活水）の処理を浸透で行うことは、地域の生活水汚染につながる可能性が高い。</u></p>	<p>降雨時の排水は、各風力発電機ヤード横に設置する沈砂池にて、土砂等を沈降させながら地下に自然浸透させる等、適切に処理を行う計画です。また、沈砂池の設置の他、濁水流出を防止するための環境保全措置（素掘り側溝や浸透柵の設置、土のうの設置、降雨時に掘削土砂を残置しないよう管理する等）を検討いたします。</p>
85	<p>・災害危険地域の提示に国土交通省、国土地理院のものを使用しているが、環境省の資料では予定地域が災害として土石流危険渓流にかかっているが、どのように考えるのか。</p>	<p>「環境アセスメントデータベース」（環境省 HP）によると、対象事業実施区域内に『土石流危険渓流』の指定がございますが、『土石流危険渓流』は国土交通省により令和 6 年度以降に廃止され、現在は『土砂災害警戒区域』が使用されております。なお、本事業においては地域の指定に関わらず、事業を計画していく過程で雨量や過去の実態を調査をし、外部専門家や設計を依頼する工事会社等の知見も踏まえて適切な対策及び風車配置を選定し、ご懸念を払拭できるよう事業計画を検討いたします。</p>
86	<p>・土砂災害についての対策は考えているのか。（地質構造的には長崎県の北山型地すべりを生じる地域と類似）</p>	<p>今後の事業計画の検討に際しては、文献調査や現地ボーリング調査等を踏まえて、土砂崩壊等が発生しないよう配置を計画してまいります。また、関係者と十分協議の上、適切に対応いたします。</p>
87	<p>等々</p> <p>上記のように、前回説明会でやりとりされた内容では全く不十分であると言えません。これまでのあり方を含め、我々町民としては、あの説明会で責任が果たされたとは全く感じていません。</p> <p>今後再度の説明会を実施し、誠意ある対応を望みます。</p>	<p>引き続き地域住民の皆様にご理解を深めていただけるように、丁寧なご説明をしていくとともに、地元住民の方向けの説明会の機会には、図書の内容を含めるような説明資料の配布を行ってまいります。</p> <p>また、意見受付でいただいた意見の回答についても、年明け以降に再度住民説明会を開催し、ご回答の場を設けてまいります。</p>

(意見書 25)

No.	意見の概要	事業者の見解
88	<p>遠軽町美山地区に建設予定の風力発電計画について、個人的な意見を以下に列記いたします。</p> <p>自分なりに風力発電及び遠軽町の気象データを若干、調べました。</p> <p>1976年/昭和51年～2023年/令和5年までの遠軽町の</p> <p>平均風速 約1.5m～約2.0m 最大風速 約10m前後 最大瞬間風速 約20m前後</p> <p>風力発電は風速4mで発電開始され、13mで定格出力2,000kWに達し、12m以上から風を逃がしつつ、発電を保持し25m以上で停止するみたいです。</p> <p>またデメリットとして4項目</p> <p>1, コストと利用率</p> <ul style="list-style-type: none">・発電機と変電所の設置が必要・発電施設にスタッフが常駐し、停止時間を減らし稼働率を増加させる・メンテナンス・修理のコストが増 <p>2, 発電システムの連携</p> <ul style="list-style-type: none">・安定した電力供給には、他の発電（火力発電等）の支援が必要 <p>3, 騒音</p> <ul style="list-style-type: none">・風車のサイズ 1枚の長さ約40m 1基につき3枚で直径約80m 高さ 約112m 回転時の速度 約250km <p>4, 強風と落雷</p> <ul style="list-style-type: none">・基本的に山間部や高所が多いため落雷や強風による基礎部分やブレードの倒壊・破損が多い <p>※以上の項目を踏まえ、本当に安全確実なのか？ 稼働後は、安定した電力供給が出来るのか？ 万が一、安定供給出来なかった場合の施設の処置は？ 施設周辺及び近隣住民への環境問題や生態系への影響等について回答を宜しくお願い致します。</p>	<p>本事業は、環境影響評価法に基づき手続きを進めていくものであり、騒音、生態系等に関して調査、予測及び評価を実施し、環境保全措置を検討した上で、影響を極力低減するよう努めます。</p> <p>また、風力発電事業は、専門機関を含む第三者機関からのご意見や審査も考慮の上、事業継続安定性や事業採算性を十分精査して建設を進めていきますので、稼働後は安定した電力供給ができるものと考えております。万が一、安定供給できなかった場合には、その原因を調査し、原因に応じた対応を関係機関とも協議の上、誠意をもって対応いたします。</p>

○日刊新聞紙による公告

令和6年5月17日（金）北海道新聞 旭川北見版（朝刊）

<p>「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)遠軽ウインドファーム事業環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。</p> <p>一、事業者の名称 青森県青森市長島二丁目十三番一號 代表社員 大山顕徳</p> <p>二、事務所の所在地 青森県青森市長島二丁目十三番一號 代表社員 遠軽ウインドファーム事業 (仮称) 遠軽ウインドファーム事業 風力(陸上)</p> <p>三、対象事業実施区域 発電設備出力 最大四万八千キロワット 北海道紋別郡遠軽町美山周辺</p> <p>四、関係地域の範囲 北海道紋別郡遠軽町</p> <p>五、縦覧の場所 遠軽町役場、北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課 土・日・祝日を除く開庁時 次のウェブページにて実施いたします。 https://nod-wind.com/engaru_eia01.html</p>	<p>お知らせ</p> <p>期間 令和六年五月十七日(金) から 令和六年六月十九日(水) まで</p> <p>※右記期間に加え、意見書の提出期日である令和六年七月三日(水)まで閲覧可能とします。</p>	<p>六、意見書の提出 見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、令和六年七月三日(水)までに左記のお問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。</p> <p>七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所 日時 令和六年六月一日(土) 十五時から十六時 場所 遠軽町芸術文化交流プラザ メトロプラザ 多目的室四・五(遠軽町岩見通南一丁目)</p> <p>八、お問い合わせ先 青森県青森市長島二丁目十三番一號 青森ウインドファーム合同会社 電話 〇三(四四〇) 六三六二 (担当) 青森ウインドファーム合同会社 環境アセス係 土・日・祝日を除く、九時から十七時まで</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○広報による公告

広報えんがる (令和6年5月号 第224号)

5 月のお知らせ

Town Information

**町営住宅の入居者を募集
します**

次のとおり町営住宅の入居者を募集します。入居を希望される方は募集期間内にお申込みください。

町営住宅を申し込む場合は、住宅の種別に応じた入居資格がありますので、建設課または各支所にお問い合わせください。

住宅の詳細につきましては、町のホームページにも掲載しています。複数の申込みがあった場合は、選考委員会を開催し、状況に応じて抽選を行います。

なお、町営住宅の入居者には、地域・自治会などの活動への積極的な参加をお願いしています。また、ペットの飼育は禁止しています。

町営住宅を申し込む場合は、住宅の種別に応じた入居資格がありますので、建設課または各支所にお問い合わせください。

■ 申込期間
5月1日(水)～5月16日(木)

■ 選考委員会の日程 5月22日(水)

■ 抽選会の日程 5月24日(金)

■ 新しく募集する町営住宅
下の表をご覧ください。

地域名	種別	所在地名	棟番号	部屋番号	建設年度	規模	広さ (㎡)	住宅の 月額家賃(円)	近傍同種 家賃(円)	駐車場 使用料(円)
丸瀬布	公住	若葉団地	66棟	221号室	平成6年度	2LDK	63.4㎡	15,200～22,700	40,400	—
白滝	公住	あけぼの団地	21-2棟	2-3号室	平成21年度	2DK	55.8㎡	14,400～21,400	46,700	1,000
	定住	南区定住促進住宅		3号室	平成4年度	1DK	40.1㎡	21,000	—	1,000

■ 新しく募集する住宅

①公住は、収入に応じて家賃が変動します。定住は、収入に関係なく家賃が決まっています。
 ②60歳未満の単身者が入居できる公住は、住宅の規模が2LDK以下で、かつ、広さが60㎡以下の住宅に限ります。
 なお、60歳以上の単身者は、60㎡以下または2LDK以下の住宅に入居できます。
 ③入居者の車両は原則1台とし、整備された駐車場を使用する場合は駐車場使用料がかかります。
 ④申込みには、マイナンバーを提示していただく必要があります。
 ⑤募集住宅のほかにも入居できる住宅がありますので、お問い合わせください。

有料広告

「(仮称) 遠軽ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」の縦覧のお知らせ

青天ウィンドファーム合同会社が計画する「(仮称) 遠軽ウィンドファーム 環境影響評価方法書」について、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

事業計画について

- 事業名称 (仮称) 遠軽ウィンドファーム
- 対象事業実施区域 北海道紋別郡遠軽町

縦覧について

- 期間: 令和6年5月17日(金)
～6月19日(水)の開庁時
- 場所: 遠軽町役場1階

※以下の事業者HPにおいても縦覧いたします。
https://ncd-wind.com/engaru_eia01.html

説明会について

- 開催日時: 令和6年6月1日(土)
15時00分～16時00分
- 場所: 遠軽町芸術文化交流プラザ メトロプラザ
多目的室4・5 (遠軽町岩見通南1丁目)

意見受付について

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、意見書受付期間内に、左記の縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、下記のお問い合わせ先へご郵送ください。

- 意見書受付期間:
令和6年5月17日(金)～7月3日(水)

【お問い合わせ先】

住所: 〒030-0861 青森県青森市長島二丁目13番1号
 担当: 青天ウィンドファーム合同会社 環境アセス係
 電話: 03-4400-6362
 (土・日・祝日を除く、9時00分から17時00分まで)

17 | 令和6年5月号

○インターネットによるお知らせ

(北海道のホームページ)

The screenshot displays the official website of the Hokkaido Environmental and Planning Department. The main content area features a notice titled "法111（仮称）遼程ウィンドファーム事業" (Law 111 (Formerly) Stream Wind Farm Project). The notice includes the following details:

- 事業者 (Operator):** 遼程ウィンドファーム株式会社 (Stream Wind Farm Co., Ltd.)
- 事業の種類 (Type of Project):** 風力発電所 (Wind Power Generation Station)
- 事業の規模 (Scale of Project):** 約145,000kW
- 事業実施区域 (Project Area):** 伊達市 (Itadaki City)
- 関係市町村 (Related Municipalities):** 伊達市 (Itadaki City)
- 配電書 (Distribution Certificate):** 伊達市配電区域内に設置する事業であり、配電書は取得済み。
- 方法書 (Method Statement):**
 - 種類 (Type):** 公表済 (Already Published)
 - 公表日 (Publication Date):** 令和6年(2024年)10月17日
 - 掲載期間 (Posting Period):** 令和6年(2024年)10月17日～令和6年(2024年)10月19日 (上記期間に加え、最寄りの市町村のホームページ(2024年10月3日)にも掲載可能)
 - 一般市民閲覧可能期間 (Public Accessible Period):** 令和6年(2024年)10月13日
 - 掲載場所 (Posting Location):**
 - 環境省ウェブサイト
 - 北海道ホームページ総合検索システム
 - インターネットによる公表 (Internet-based Publication):** 環境省ウェブサイト
 - 環境省ウェブサイト (Environment Ministry Website):** (インターネットによる公表期間終了後、122リンク先の掲載はできなくなります。)
- 説明会 (Public Hearing):**
 - 日時 (Date and Time):** 令和6年10月17日(木) 15:00～18:00
 - 場所 (Location):** 伊達市総合市民センター 3F 会議室4-5 伊達市6丁目112 (〒) 15:00～18:00

At the bottom of the page, there is a section for "このページに関するお問い合わせ" (Inquiries about this page) with contact information for the Environmental and Planning Department, including phone numbers (011-204-5990, 011-232-1301) and an email address.

(事業者のホームページ)



〔仮称〕遠軽ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書の公表、縦覧について

令和6年5月17日
青天ウィンドファーム合同会社

「〔仮称〕遠軽ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」（以下、「方法書」）及びこれを要約した書類（以下、「要約書」）を環境影響評価法第7条の規定に基づき公表します。

方法書の公表

[・表紙と目次](#)

[・第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[・第2章 対象事業の目的及び内容](#)

[・第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)

[・第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)

[・第5章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[・資料編](#)

[・要約書](#)

方法書及び要約書は、令和6年5月17日（金）から7月3日（水）の期間中は閲覧が可能です。ただし、ダウンロードおよび印刷はできません。

本書の著作権は、青天ウィンドファーム合同会社に帰属します。著作権者である青天ウィンドファーム合同会社の許諾を得ないで、複製、転用、販売、貸与、他のホームページへの掲載等を行うことを禁止します。

縦覧について

- ・遠軽町役場
- ・北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課

縦覧期間

令和6年5月17日（金）から6月19日（水）まで（土・日・祝日を除く開庁時）
上記法定期間に加えて、意見書の提出期日（7月3日（水））まで閲覧可能です。

意見書の提出について

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に必ず住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に設置の意見書箱へ投函又は下記のお問い合わせ先住所へ郵送ください。なお、意見については日本語によりご記載願います。

意見受付期間

令和6年5月17日（金）から7月3日（水）まで
郵送の場合は、当日の消印有効です。

[「〔仮称〕遠軽ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」ご意見記入用紙](#)

住民説明会の開催について

- ・遠軽町芸術文化交流プラザ メトロプラザ 多目的室4・5（遠軽町岩見通南1丁目）
令和6年6月1日（土） 15時00分～16時00分

お問い合わせ先

青天ウィンドファーム合同会社
住所：〒030-0861 青森県青森市長島二丁目13番1号
担当：青天ウィンドファーム合同会社
環境アクセス係（土・日・祝日を除く、9時から17時まで）
電話：03-4400-6362

○日刊新聞紙による公告

令和6年9月3日(火) 北海道新聞 旭川北見版(朝刊)

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)遠軽ウインドファーム事業 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

※当手続きは、当初令和六年七月三日(水)までを意見書の受付期間として設定しておりましたが、弊社側の手続き不備により、郵便によるご意見書を受領できていないことがわかりました。ご意見を送付していただいた方には再度のお手間をかけてしまうことをお詫びしますとともに、皆様からのご意見を適切に受領するべく、手続きを左記のとおり実施いたします。

一、事業者の名称 青天ウインドファーム合同会社
代表者の氏名 代表社員 大山顕徳
事務所所在地 青森県青森市長島二丁目十三番一号
二、対象事業の名称 (仮称)遠軽ウインドファーム事業
種類 風力(陸上)
規模 発電設備出力 最大四万八千ワット
三、対象事業実施区域 北海道紋別郡遠軽町美山周辺
四、対象地域の範囲 北海道紋別郡遠軽町
五、縦覧の場所 遠軽町役場、北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課
土・日・祝日を除く開庁時
時間 電子縦覧 次のウェブページにて実施いたします。
https://nod.wind.com/engaru_eia01.html
期間 令和六年九月三日(火)から
令和六年十月七日(月)まで
※右記期間に加え、意見書の提出期日である
令和六年十月二十一日(月)まで閲覧可能と
します。

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、令和六年十月二十一日(月)までに左記の質問に合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所
日時 令和六年九月十四日(土) 十五時から十六時
場所 遠軽町芸術文化交流プラザ メトロプラザ 多目的室四・五(遠軽町岩見通南一丁目)
お問い合わせ先 青天ウインドファーム合同会社
〒〇三〇一〇八六一 青森県青森市長島二丁目十三番一号
電話 〇三〇四四〇〇 六三六二(担当) 青天ウインドファーム
合同会社 環境アセス係
お問い合わせ時間 土・日・祝日を除く、九時から十七時まで

○広報による公告

広報えんがる（令和6年9月号 第228号）

9 月のお知らせ

Town Information

有料広告

「(仮称) 遠軽ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」の再縦覧のお知らせ

青天ウィンドファーム合同会社が計画する「(仮称) 遠軽ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」について、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」について、**再縦覧、意見書の再受付及び追加住民説明会**を実施いたします。

※再縦覧、意見書の再受付及び追加住民説明会を実施する経緯について

当手続きは、当初令和6年7月3日（木）までを受付期間として設定しておりましたが、弊社側の手続き不備により、郵便によるご意見書を受領できていないことがわかりました。ご意見を送付していただいた方には再度のお手間をかけてしまうことをお詫びしますとともに、皆様からのご意見を適切に受領するべく、以下のとおり縦覧及び意見書受付期間を再度設定いたします。また、併せて追加で住民説明会を実施いたします。

事業計画について

- 事業の種類：**風力発電事業**
- 事業名称
：(仮称) 遠軽ウィンドファーム事業
- 対象事業実施区域
：北海道紋別郡遠軽町美山周辺
- 風力発電機の配置
：4,200kW 風力発電機を12基設置予定



再縦覧について

- 再縦覧期間：令和6年9月3日(火)～10月7日(月)の閑庁時
 - 再縦覧場所：遠軽町役場1階住民生活課窓口前（遠軽町1条通北3丁目1-1）
- ※事業者HP (https://ncd-wind.com/engaru_eia01.html) においても縦覧いたします。

意見書の再受付について

- 意見書再受付期間：令和6年9月3日(火)～10月21日(月)
- ※書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、意見書再受付期間内に縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、下記のお問い合わせ先へご郵送ください。
- ※前回期間内（令和6年5月17日～7月3日）に意見書箱にご投函いただいた意見書は受領できておりますので、同じ意見書をご投函いただく必要はございません。

追加住民説明会について

- 開催日時：令和6年9月14日(土) 15時00分～16時00分
 - 開催場所：遠軽町芸術文化交流プラザ メトロプラザ 多目的室4・5（遠軽町岩見通南1丁目）
- ※説明内容は令和6年6月1日に実施いたしました説明会と同じものになります。

【お問い合わせ先】

住所：〒030-0861 青森県青森市長島二丁目13番1号 担当：青天ウィンドファーム合同会社 環境アセス係
電話：03-4400-6362（土・日・祝日を除く、9時00分から17時00分まで）

※この広告は、広報紙の紙面を有効に活用し、町の財源確保と地域の活性化を図るための遠軽町の取組みです。広告主及び広告内容については、町が推奨するということではありません。

○インターネットによるお知らせ

(北海道のホームページ)

北海道

111 (仮称) 道程ウィンドファーム事業

事業者: 青森ウィンドファーム株式会社

事業の種類: 風力発電

事業の規模: 最大46,000kW

事業実施区域: 道庁管

関係市町村: 道庁管

記述書: 概要説明書(仮称) 環境配慮あり。環境悪化防止あり。

方法書: 再稼働等について

概要: 2024年12月1日、令和6年(2024年)5月17日19時10分10秒までの期間、建設予定地において、本1号機、予備機より連続稼働が開始されます。

再稼働等については環境配慮書(仮称) 1号機より稼働開始予定地を参照してください。

環境配慮書: 仮称環境配慮書

お問い合わせ: 011-232-2933

実施期間: 令和6年(2024年)5月17日～令和6年(2024年)10月7日
(1号機稼働開始、再稼働開始時期は令和6年(2024年)10月22日より開始が予定)

一時停止/停止期間: 令和6年(2024年)5月17日

稼働場所: 道庁管
・道庁管(1号機) 道庁管(再稼働) 道庁管(予備機)

インターネットによる公表: 環境配慮書(仮称) 1号機より稼働開始予定地を参照してください。

公開日: 令和6年(2024年)5月17日

場所: 道庁管(1号機) 道庁管(再稼働) 道庁管(予備機) 4・5号機(4号機(14)) (注) 15:00～16:00

知事意見: カタログ: 環境配慮書(仮称)

環境配慮書(仮称) 1号機より稼働開始予定地

このページに関するお問い合わせ: 環境政策部 環境政策課 環境政策課長 担当
〒060-0008 札幌市中央区北5条西5丁目2
TEL / 011-234-5980
FAX / 011-232-1301

お問い合わせフォーム

資料番号: 2024/09/17 (1/1)

(事業者のホームページ)



〔仮称〕遠軽ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書の公表、縦覧の再手続きについて

令和6年9月3日
青天ウィンドファーム合同会社

「〔仮称〕遠軽ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」（以下、「方法書」）及びこれを要約した書類（以下、「要約書」）を環境影響評価法第7条の規定に基づき公表します。

再縦覧、意見書の再受付及び追加住民説明会を実施する経緯について

当手続きは、当初令和6年7月3日（水）までを受付期間として設定しておりましたが、弊社側の手続き不備により、郵便によるご意見書を受領できていないことがわかりました。ご意見を送付していただいた方には再度のお手間をかけることとお詫びしますとともに、皆様からのご意見を適切に受領するべく、以下のとおり縦覧及び意見書受付期間を再度設定いたします。また、併せて追加で住民説明会を実施いたします。

なお、前回期間内（令和6年5月17日～7月3日）に意見書箱にご投函いただいた意見書は受領できておりますので、同じ意見書をご投函いただく必要はございません。

また、新たに実施いたします住民説明会に関して、説明内容は令和6年6月1日に実施いたしました説明会と同じものとなります。

方法書の公表

[・表紙と目次](#)

[・第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[・第2章 対象事業の目的及び内容](#)

[・第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)

[・第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)

[・第5章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[・資料編](#)

[・要約書](#)

※方法書の内容は、前回公表時（令和6年5月17日～7月3日）と同じものとなります。

(事業者のホームページ)

方法書及び要約書は、令和6年9月3日(火)から10月21日(月)の間中は閲覧が可能です。ただし、ダウンロードおよび印刷はできません。

本書の著作権は、青天ウィンドファーム合同会社に帰属します。著作権者である青天ウィンドファーム合同会社の許諾を得ないで、複製、転用、販売、貸与、他のホームページへの掲載等を行うことを禁止します。

縦覧について

- ・遠軽町役場
- ・北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課

縦覧期間

令和6年9月3日(火)から10月7日(月)まで(土・日・祝日を除く開庁時)上記法定期間に加えて、意見書の提出期日(10月21日(月))まで閲覧可能です。

意見書の提出について

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に必ず住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に設置の意見書箱へ投函又は下記のお問い合わせ先住所へ郵送ください。なお、意見については日本語によりご記載願います。

意見受付期間

令和6年9月3日(火)から10月21日(月)まで
郵送の場合は、当日の消印有効です。

[「\(仮称\)遠軽ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」ご意見記入用紙](#)

住民説明会の開催について

・遠軽町芸術文化交流プラザ メトロプラザ 多目的室4・5(遠軽町岩見通南1丁目)

令和6年9月14日(土) 15時00分～16時00分

お問い合わせ先

青天ウィンドファーム合同会社

住所：〒030-0861 青森県青森市長島二丁目13番1号

担当：青天ウィンドファーム合同会社

環境アセス係(土・日・祝日を除く、9時から17時まで)

電話：03-4400-6362

○縦覧のお知らせ

「環境影響評価方法書」縦覧のお知らせ

「(仮称)遠軽ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」(以下「方法書」という)を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

なお、方法書のコピーやカメラ等での撮影はご遠慮ください。

1. 縦覧期間

令和6年5月17日(金)～令和6年6月19日(水)
(土・日・祝日及び閉庁日は除きます。)

2. 縦覧時間

開庁時

3. 閲覧用紙の記入

方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの「閲覧用紙」に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

4. 意見書の受付

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送願います。

○受付期間 令和6年5月17日(金)～令和6年7月3日(水)まで
(郵送の場合は、当日の消印有効です。)

○送付先(郵送の場合)

〒030-0861

青森県青森市長島二丁目13番1号

青天ウィンドファーム合同会社 環境アセス係

○記載事項

- ①氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ②意見書の提出の対象である方法書の名称(例:遠軽ウィンドファーム)
- ③方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

※方法書及び要約書は下記 URL でも公表しています。

https://ncd-wind.com/engaru_eia01.html

○再縦覧のお知らせ

「環境影響評価方法書」再縦覧のお知らせ

「(仮称) 遠軽ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」(以下「方法書」という)を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

なお、方法書のコピーやカメラ等での撮影はご遠慮ください。

再縦覧について

本方法書は、令和6年5月17日(金)から令和6年6月19日(水)まで縦覧を行っていましたが、弊社側の手続き不備により、郵便によるご意見書を受領できていないことがわかりましたので、この度、縦覧を再度実施しております。なお、方法書の内容は、前回縦覧時と同じものとなります。

1. 縦覧期間

令和6年9月3日(火)～令和6年10月7日(月)
(土・日・祝日及び閉庁日は除きます。)

2. 縦覧時間

開庁時

3. 閲覧用紙の記入

方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの「閲覧用紙」に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

※前回の縦覧時に意見書箱にご投函いただいた意見書は受領できておりますので、同じ意見書をご投函いただく必要はございません。

4. 意見書の受付

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送願います。

○受付期間 令和6年9月3日(火)～令和6年10月21日(月)
(郵送の場合は、当日の消印有効です。)

○送付先 (郵送の場合)

〒030-0861 青森県青森市長島二丁目13番1号
青天ウィンドファーム合同会社 環境アセス係

○記載事項

- ①氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ②意見書の提出の対象である方法書の名称(例:遠軽ウィンドファーム)
- ③方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

※方法書及び要約書は下記 URL でも公表しています。

https://ned-wind.com/engaru_eia01.html

○ご意見記入用紙

「(仮称) 遠軽ウインドファーム事業 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称) 遠軽ウインドファーム事業 環境影響評価方法書」(以下「方法書」という)について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、意見書の提出期限までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、下記のお問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

- 意見書の郵送先 〒030-0861 青森県青森市長島二丁目13番1号
青天ウインドファーム合同会社
環境アセス係
- 意見書の提出期限 令和6年10月21日(月) [当日消印有効]

意見書

令和 年 月 日

項目	ご記入欄
お名前前 〔法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名〕	
ご住所 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地〕	〒
方法書についての環境の 保全の見地からのご意見 〔日本語により意見の理由を含め て記載してください。〕	

- 注:1. お名前、ご住所の記入をお願いします。
なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱いいたします。ご記入いただいた意見内容に限っては、公表する可能性がありますので、予めご了承ください。
2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ(A4サイズ)の用紙をお使いください。